資料　1

令和３年度　第１回

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会

会　議　資　料

〔　諮　問　〕

令和３年７月１６日（金）

資料１

目　　次

議事No.	件　　名	所管課	ページ
（１）	個人情報の外部提供及びコンピュータの外部接続による外部提供についての諮問 ・　納入通知書事務等	水道課	P　1 ～　51
（２）ア	コンピュータの外部接続による外部提供についての諮問 ア　固定資産税課税台帳・補充課税台帳整備事務	税務課	P　52 ～　83
（２）イ	イ　行政手続における申請書等の自動データ化に係る事務	業務改善課	P　84 ～ 108

写

加須市個人情報保護に係る事務処理についての諮問書

加水発第１４４号
令和３年６月８日

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会会長　様

加須市水道事業
加須市長　大　橋　良

個人情報保護に係る事務処理に関し、加須市個人情報保護条例第７条及び第９条の規定により、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1　個人情報保護に係る事務処理の区分
個人情報の外部提供に係る諮問
コンピュータの外部接続による個人情報を外部提供することについての諮問

2　諮問内容
令和４年３月本稼働予定の水道料金システムの更改については、システム運用のコスト削減、堅牢なデータセンターによるセキュリティの向上、災害時における業務継続性などの視点からクラウド型の構成とします。
現在、加須市水道事業（加須市下水道事業及び加須市農業集落排水事業含む。）の水道料金システムは、加須市上水道管理センター（水道課）内にコンピュータを設置して処理を行う運用をしておりますが、今後は、通信回線により加須市上水道管理センター（水道課）と現行システム事業者（㈱BSNｱｲﾈｯﾄ 新潟市）のデータセンターを結び、当該事業者のクラウドサービスを利用する事務処理形態をとります。
ついては、現行システムの更改に当たり、必要となる個人情報を外部提供すること、及び更改後の新システムを利用するために必要なコンピュータを外部接続することについて、審議会の意見を聴くものであります。

3　所管課
上下水道部　水道課

1　個人情報を外部提供することについての諮問　（第７条関係）

所管課：水道課

業務委託の内容	利用契約の開始年月日	取り扱う個人情報	個人情報保護措置
・水道料金システム更改 ＜利用サービスの内容＞ 現行システムを更改するため、移行データの検証等を委託する。 ＜委託先＞ ㈱BSN アイネット 代表取締役社長　南雲　俊介	令和４年 ３月	水道料金システムで保有する次の事項 ・住所 ・氏名 ・口座情報 ・電話番号　等	適正なデータの取扱いについての誓約書の提出及び個人情報を取り扱う際の注意事項を明記

2　コンピュータの外部接続による個人情報を外部提供することについての諮問（第９条関係）

所管課：水道課

業務委託等の内容	利用契約の開始年月日	取り扱う個人情報	個人情報保護措置
・水道料金システム利用 ・水道料金システム保守 ＜利用サービスの内容＞ クラウドサービスを使用するための通信回線による接続及びシステム障害への対応等を委託する。 ＜委託先＞ ㈱BSN アイネット 代表取締役社長　南雲　俊介	令和４年 ３月	水道料金システムで保有する次の事項 ・住所 ・氏名 ・口座情報 ・電話番号　等	適正なデータの取扱いについての誓約書の提出及び個人情報を取り扱う際の注意事項を明記

水道料金システムの更改について

水道料金システムについては、現行のシステム提供業者との契約が令和４年２月をもって満了しますが、当初導入時における「水道料金システムの更改整備における基本的な考え方」において、「１０年使えるシステムの採用」をスローガンに選定したため、導入から現在までの運用実績等を踏まえ、現行システムの更改に向け、準備を進めているところです。

同システムについては、運用管理コストの削減、堅牢なデータセンターによるセキュリティの向上、災害時における業務継続性などの視点から、現行のオンプレミス型（次頁図1）から新たにクラウド型（次々頁図2）の構成へと変更するものです。

１　システム提供業者

商　　号：株式会社ＢＳＮアイネット（新潟県新潟市）

設　　立：昭和４１年４月

主　要　業　務：システム構築、ソフトウェア開発、情報処理サービス　データセンターのアウトソーシング、その他情報サービス

取得許可及び認可：プライバシーマーク

⇒個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者であることを評価

：ISO/IEC27001

⇒情報セキュリティのリスクアセスメント及びリスク対応を整備している事業者であることを評価

そ　の　他：同社は、コンプライアンス憲章において、適正な情報管理に関する取扱いを定め、具体的な実施事項を規定した個人情報保護方針に基づき、情報セキュリティ対策を講じるとともに、全社員から機密情報保護誓約書を毎年、徴取している。

２　対象業務

項	対象業務名	項	対象業務名	項	対象業務名
1	照会・異動処理	2	検針	3	調定・納付書
4	口座振替	5	収納処理	6	コンビニ収納
7	滞納整理	8	メーター管理	9	統計処理
10	運用管理				

図1　オンプレミス型（現行システム）

図2　クラウド型（新システム）

1　外部提供について（加須市個人情報保護条例第7条）

現行システムの更改に必要なデータの検証及び移行作業を行うに当たり、加須市水道事業（加須市下水道事業及び加須市農業集落排水事業含む。）が保有する個人情報を㈱ＢＳＮアイネットに提供する必要がありますが、この行為が「外部提供」に該当します。

（対応・データ提供時）
・移行データは、㈱ＢＳＮアイネットからデータ借用書の提出を受けた後に提供する。
・提供の際は、データ授受簿を作成し、データ提供日、データ消去予定日を記録する。その後、データ授受簿の内容と提供データに差異が無いことを加須市水道事業職員と㈱ＢＳＮアイネットの移行責任者の立会いの下で確認する。また、移行データは、パスワードが掛かった外部媒体に保存した上で施錠されたコンテナに格納し、セキュリティ便で輸送する。

（対応・㈱ＢＳＮアイネット移行作業時）
・社内の２４時間稼働の監視カメラが設置されたセキュリティエリアにて移行作業を行う。
・作業端末は許可された社員のみ使用可能とする。なお、使用時にはパスワードでの認証を必須とし、さらに許可された外部媒体のみ使用可能な制御とする。

（対応・移行終了時）
・稼働後は速やかにデータ消去作業を行い、消去報告書の提出を求める。
・提供時に記録したデータ授受簿にデータ返却日（データ消去日）を記録する。

2　コンピュータの外部接続（加須市個人情報保護条例第9条）

現行システムの更改に当たり、これまで加須市上水道管理センター（水道課）内に設置されていた水道料金システムサーバをセキュリティの確保されたデータセンター内のクラウド環境へ集約し、加須市上水道管理センター（水道課）とデータセンター間を冗長化した回線で接続しますが、この行為が「コンピュータの外部接続」に該当します。

また、システムの稼働監視、問合せ・障害対応、日次のバックアップ処理など、安全なシステムの稼働に必要な保守やサポートを行う委託も「コンピュータの外部接続」に該当します。

（対応・接続形式）

・通信回線は専用回線とし、障害が発生した場合にも通信を保つため、正回線と副回線による冗長化構成とする。

・接続に当たっては、ファイアウォールによる不正通信の遮断、セグメント間通信の限定、ウイルス対策ソフトによる外的驚異の排除を徹底する。

・ネットワークセグメントを完全分離したプライベートクラウドの形式とし、高い機密性を確保する。

【システム構成図】

加須市委託契約書（案）

1　委　託　名　　水道料金システム更改委託

2　履行場所　　加須市水道課　ほか

3　履行期間　　令和　　年　　月　　日から
　　令和　　年　　月　　日まで

4　委　託　料　　金　　円（内消費税及び地方消費税の額　　円）
　　（月額 金　　円（内消費税及び地方消費税の額　　円））

5　契約保証金

6　前　払　金　　な　し

7　その他特定条件

上記の委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　住　所　　埼玉県加須市久下四丁目５０番地１
　　加須市水道事業
　　氏　名　　加須市長　大　橋　良　一

受注者　　住　所

　　氏　名

加須市委託契約約款

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書（現場説明書等を含む。）及び図面に従い、契約を履行しなければならない。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（委託工程表の提出）

第３条　受注者は、この契約締結後14日以内に委託業務（以下「業務」という。）に基づいて委託工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の委託工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

３　この約款の他の条項の規定により履行期間又は業務の内容が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して委託工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

４　委託工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第４条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

２　発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

３　受注者が前払金の使用によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（再委託等の禁止）

第５条　受注者は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（監督員）

第６条　発注者は、監督員を定めたときは、受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

（現場責任者及び技術管理者）

第７条　受注者は、現場責任者及び技術管理者又はそのいずれかを定め、発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。ただし、発注者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督しなければならない。

３　発注者は、前項の規定にかかわらず、現場責任者の業務における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場責任者について業務の現場における常駐を要しないこととすることができる。

４　技術管理者は、業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。

５　現場責任者及び技術管理者は、これを兼ねることができる。

（業務の調査等）

第８条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（業務の内容の変更、中止等）

第９条　発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

２　前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（履行期間の延長）

第１０条　受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明示した履行期間の延長を求めることができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第１１条　業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生に発注者の責めに帰すべき理由

がある場合は、その過失の範囲内で発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

（検査及び引渡し）

第１２条　受注者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いを求め、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、発注者は、当該検査に合格したときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合、補正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

４　受注者は、検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく成果物を発注者に引き渡さなければならない。

（委託料の支払い）

第１３条　受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者の指示する手続に従って委託料の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の請求があった日から30日以内に、受注者に委託料を支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第１４条　発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受

ける見込みがないことが明らかであるとき。

（談合等の不正行為に係る損害の賠償）

第１５条　この契約に関し、受注者（共同企業体の場合にあっては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の委託料（この契約締結後、委託料の変更があった場合には、変更後の委託料）の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2)　納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3)　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4)　この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5)　この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2　前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3　受注者が前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（前金払）

第１６条　受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の履行期間の終期を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金の支払いを請求することができる。ただし、その額は、委託料の10分の3を超えない範囲内とする。

2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3　受注者は、委託料が著しく増額された場合においては、受注者は、その増額後の委託料の10分の3から受領済の前払金の額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては前項の規定を準用する。

4　受注者は、委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金の額が減額後の委託料の10分の4を超えるときは、受注者は、委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

5　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。

6　発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（発注者の任意解除権）

第１７条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 19 条の規定によるほか、必要があるときはこの契約を解除することができる。

2　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第１８条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2)　受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3)　第5条の規定に違反したとき。

(4)　正当な理由なく、第14条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第１９条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者が成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。

(7) 第 21 条又は第 22 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当する

ことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2　前項又は第26条第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、第16条の規定による前払金があったときは、受注者は当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付して発注者に返還しなければならない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２０条　第18条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第２１条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（受注者の催告によらない解除権）

第２２条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　第9条の規定により業務の内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。

(2)　第9条の規定による業務の中止の期間が履行期間の10分の5以上に達したとき。

(3)　発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２３条　第21条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約の解除）

第２４条　この契約が解除された場合には、第１条に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2　発注者は、前項の規定にかかわらず、第21条又は前条各号の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3　前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協

議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第２５条　受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2　前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第18条、第19条又は第26条第3項によるときは発注者が定め、第21条又は第22条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前段前後に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第２６条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)　履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると発注者が認めたとき。

(2)　前号において、違約金を徴収して履行期間を延長することができるとき。

(3)　成果物に契約不適合があるとき。

(4)　第 18 条又は第 19 条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(5)　前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者、は委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　第18条又は第19条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2)　業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4　第 1 項又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5　第1項第1号の場合においては、発注者は、遅延日数に応じ、委託料に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を請求するものとする。ただし、損害金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとする。

(受注者の損害賠償請求等)

第２７条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1)　第 21 条又は第 22 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　第13条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(保険)

第２７条の２　受注者は、設計図書に定めるところにより火災保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(契約不適合責任期間等)

第２８条　発注者は、引き渡された成果物に関し、第 12 条第 4 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 1 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2　前項の規定にかかわらず、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その請求を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等をすることができる。

3　第 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4　発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項

及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5　発注者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

6　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7　発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8　引き渡された成果物の契約不適合が設計仕様書の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容又は発注者の指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（秘密の保持等）

第２９条　受注者は、業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

（個人情報の保護）

第３０条　受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「加須市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（定めのない事項等）

第３１条　この約款に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じた場合については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別記

加須市個人情報取扱特記事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第１　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、業務上知り得た一切の秘密を第三者に漏らしてはならない。

２　前項の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後においても同様とする。

３　受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第３　受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第４　受注者は、この契約により業務上知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（厳重な保管及び搬送）

第５　受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（個人情報の目的外利用等の禁止）

第６　受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務上知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第７　受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第８　受注者は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（個人情報の返還）

第９　受注者は、この契約による業務を処理するため、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によ

る。

（事故発生時における報告）

第１０　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償）

第１１　発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（事実の公表）

第１２　受注者の責に帰する事由により、受注者が個人情報取扱特記事項に関する義務に違反し、発注者が損害を受けたと認めるときは、発注者は、その事実を公表することができる。

（その他）

第１３　受注者は、前第１から第１２に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（第 20 条関係：会社代表者用）

秘密保持等に関する誓約書

令和　　年　月　日

加須市水道事業
加須市長　大橋良一　様

㊞

私は、貴市における下記の電算処理業務の履行に当たり、会社の責任者としてデータ保護の重要性を自覚し、加須市情報化管理規則（平成２２年加須市規則第１７号）及び関係法令等を遵守し、要員の指導監督及びデータの取扱いについて適正に職務を遂行することを誓います。

記

業務の名称	水道料金システム更改委託
業務の内容	別紙仕様書のとおり
契約期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
備　　考	

（第20条関係）

秘密保持等に関する誓約書

令和　　年　月　日

加須市水道事業
加須市長　大橋良一　様

私は、貴市における下記の電算処理業務の履行に当たり、加須市情報化管理規則（平成２２年加須市規則第１７号）及び関係法令等を遵守し、データの取扱いについて適正に職務を遂行し、業務上知り得た一切の秘密を第三者に漏らさないことを誓います。

記

業務の名称	水道料金システム更改委託
業務の内容	別紙仕様書のとおり
契約期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
備　　考	

（第 12 条関係）

令和　　年　　月　　日

加須市水道事業
加須市長　大橋良一　様

㊞

水道料金システム更改委託における業務責任者及び業務担当者について（報告）

このことについて、下記のとおり選任（変更）したので報告します。

記

	部　課　名	職名	氏　　名	備　　考
業務責任者				
業務担当者				

水道料金システム利用契約書（案）

加須市水道事業（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、乙が開発した水道料金システムの利用に関し、次のとおり契約を締結する。

（定義）

第１条　この契約で、水道料金システム（以下「本ソフトウェア」という。）とは、機械で読み取り得る形で乙が提供する別紙記載のパッケージプログラムの総称をいう。

（使用の許諾）

第２条　本ソフトウェアに係る著作権等知的財産権は、乙が保有し、乙は、甲に対し、本ソフトウェアの著作権者として、甲がこの契約に定める条件等により本ソフトウェアを利用することを許諾する。

（契約期間）

第３条　この契約の期間は、令和４年３月１日から令和９年２月２８日までとする。

（契約金額）

第４条　甲は、乙に対し、契約代金 月額　　円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）を使用料として支払うものとする。

（公租公課）

第５条　本契約書に記載される消費税及び地方消費税相当額は、契約締結時に適用される税率により算定したものであり、この契約の締結後に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の改正による消費税額等の変動が生じた場合は、変更契約等を行わずとも契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

（支払）

第６条　乙は、甲の指示する手続きに従って第４条の規定による契約金額の支払いを請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があった日から３０日に以内に、乙に当該金額を支払わなければならない。

（譲渡等の禁止）

第７条　甲は、事前に乙から書面による承諾を得た場合を除き、この契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（保証）

第８条　乙は、甲に対し、次の各号に掲げる事項を保証する。

(1)　本契約に定める本ソフトウェアの使用について、第三者に許諾することのできる正当な権利を持っていること。

(2)　本ソフトウェアが、第三者の有する著作権その他の権利を侵害するものでないこと。

(3)　本ソフトウェアに不具合が発見された場合、直ちに修正プログラムを開発し、提供すること。

(4)　本ソフトウェアの使用の決定に際し、甲が提示した仕様書及び乙が甲に提出した提案

書等の記載内容に合致すること。

(5) 本ソフトウェアが、バージョンアップ版等プログラムの適用後においても、正常に動作すること。

(6) 本ソフトウェアの使用に際し、操作及び処理結果に係る質問対応等、効率的に使用するための支援を行うこと。

2 乙は、前項に規定する保証に違反し、本ソフトウェアが第三者の知的所有権を侵害し、また、その恐れがある場合には、甲に対しその旨速やかに通知するとともに、乙の責任と負担においてこれを処理、解決するものとする。

(損害賠償)

第９条 乙は、本ソフトウェアの使用によって甲が被った損害について、前条に掲げる保証が履行できなかった場合、若しくは乙に故意又過失がある場合を除き、その責めを負わないものとする。

2 前項の規定により損害が生じた場合の経費の負担については、甲乙協議して定める。

(改変)

第１０条 甲は、本ソフトウェアの全部若しくは一部を改変し、又は他のプログラムと結合してはならない。

2 乙は、甲に帰する事由等により、本ソフトウェアを改変する必要が生じた場合は、甲の求めに応じ、改変に係る経費の見積書及び内訳書を作成し、提出しなければならない。

(旧版等の消去)

第１１条 甲は、本ソフトウェアの新版等が引き渡された場合、当該ソフトウェアの旧版を完全に消去しなければならない。

2 甲は、次条に定める媒体が不要となった場合についても、前項と同様の取扱いを行わなければならない。

(媒体)

第１２条 甲は、本ソフトウェアの格納媒体について、乙が別途定める規格に合致した製品を使用しなければならない。

2 乙は、前項の規格に合致しない製品の使用によって生じた事故及び甲への損失について、その責を負わないものとする。

(通知義務)

第１３条 甲は、次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、直ちに乙に通知しなければならない。

(1) 本ソフトウェアに対し、乙の権利を侵害するような事態が発生したとき又はその恐れがあるとき

(2) 本ソフトウェアに対し、毀損及び盗難等の事故が発生したとき。

(機密保持)

第１４条 甲は、本ソフトウェアの内容を甲の業務遂行上必要とする甲に所属する人員のみに開示するものとし、それ以外の者及び第三者に開示してはならない。ただし、乙に対し、書面による事前の同意を得た場合は、この限りでない。

2　前項の定めは、この契約の終了後においてもその効力を有する。

（個人情報保護）

第１５条　乙は、この契約に係る個人情報の取り扱いについて、別記「加須市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約満了時の措置）

第１６条　甲は、この契約が満了した場合又は本ソフトウェアの使用を終了した場合、直ちに次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)　本ソフトウェアの格納媒体からの完全消去

(2)　その他機密保持に関して乙が求める必要な措置

（管轄裁判所）

第１７条　この契約に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所のみを管轄裁判所として処理するものとする。

（協議）

第１８条　この契約に定めるもののほか、契約の履行に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

上記の契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、公正なシステム利用契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　年　月　　日

発注者（甲）　住　所　　埼玉県加須市久下四丁目５０番地１
加須市水道事業

氏　名　　加須市長　大　橋　良　一

受注者（乙）　住　所

氏　名

別記

加須市個人情報取扱特記事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第１　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、業務上知り得た一切の秘密を第三者に漏らしてはならない。

２　前項の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後においても同様とする。

３　受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第３　受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第４　受注者は、この契約により業務上知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（厳重な保管及び搬送）

第５　受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（個人情報の目的外利用等の禁止）

第６　受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務上知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第７　受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第８　受注者は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（個人情報の返還）

第９　受注者は、この契約による業務を処理するため、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注

者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法による。

（事故発生時における報告）

第１０　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償）

第１１　発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（事実の公表）

第１２　受注者の責に帰する事由により、受注者が個人情報取扱特記事項に関する義務に違反し、発注者が損害を受けたと認めるときは、発注者は、その事実を公表することができる。

（その他）

第１３　受注者は、前第１から第１２に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

加須市委託契約書（案）

1　委　託　名　　水道料金システム保守委託

2　履行場所　　加須市水道課　ほか

3　履行期間　　令和　　年　　月　　日から
　　令和　　年　　月　　日まで

4　委　託　料　　金　　円（内消費税及び地方消費税の額　　円）
　　（月額 金　　円（内消費税及び地方消費税の額　　円））

5　契約保証金

6　前　払　金　　な　し

6　その他特定条件

上記の委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　住　所　　埼玉県加須市久下四丁目５０番地１
　　加須市水道事業
　　氏　名　　加須市長　大　橋　良　一

受注者　　住　所

　　氏　名

加須市委託契約約款

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書（現場説明書等を含む。）及び図面に従い、契約を履行しなければならない。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（委託工程表の提出）

第３条　受注者は、この契約締結後14日以内に委託業務（以下「業務」という。）に基づいて委託工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の委託工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

３　この約款の他の条項の規定により履行期間又は業務の内容が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して委託工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

４　委託工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第４条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

２　発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

３　受注者が前払金の使用によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（再委託等の禁止）

第５条　受注者は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（監督員）

第６条　発注者は、監督員を定めたときは、受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

（現場責任者及び技術管理者）

第７条　受注者は、現場責任者及び技術管理者又はそのいずれかを定め、発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。ただし、発注者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督しなければならない。

３　発注者は、前項の規定にかかわらず、現場責任者の業務における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場責任者について業務の現場における常駐を要しないこととすることができる。

４　技術管理者は、業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。

５　現場責任者及び技術管理者は、これを兼ねることができる。

（業務の調査等）

第８条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（業務の内容の変更、中止等）

第９条　発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

２　前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（履行期間の延長）

第１０条　受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明示した履行期間の延長を求めることができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第１１条　業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生に発注者の責めに帰すべき理由

がある場合は、その過失の範囲内で発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

（検査及び引渡し）

第１２条　受注者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いを求め、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、発注者は、当該検査に合格したときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

3　受注者は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合、補正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

4　受注者は、検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく成果物を発注者に引き渡さなければならない。

（委託料の支払い）

第１３条　受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者の指示する手続に従って委託料の支払いを請求することができる。

2　発注者は、前項の請求があった日から30日以内に、受注者に委託料を支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第１４条　発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受

ける見込みがないことが明らかであるとき。

（談合等の不正行為に係る損害の賠償）

第１５条　この契約に関し、受注者（共同企業体の場合にあっては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の委託料（この契約締結後、委託料の変更があった場合には、変更後の委託料）の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2)　納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3)　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4)　この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5)　この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2　前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3　受注者が前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（前金払）

第１６条　受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の履行期間の終期を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金の支払いを請求することができる。ただし、その額は、委託料の10分の3を超えない範囲内とする。

2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3　受注者は、委託料が著しく増額された場合においては、受注者は、その増額後の委託料の10分の3から受領済の前払金の額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては前項の規定を準用する。

4　受注者は、委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金の額が減額後の委託料の10分の4を超えるときは、受注者は、委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

5　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。

6　発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（発注者の任意解除権）

第１７条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 19 条の規定によるほか、必要があるときはこの契約を解除することができる。

2　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第１８条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2)　受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3)　第5条の規定に違反したとき。

(4)　正当な理由なく、第14条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第１９条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者が成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。

(7) 第 21 条又は第 22 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

二　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当する

ことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2　前項又は第26条第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、第16条の規定による前払金があったときは、受注者は当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付して発注者に返還しなければならない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２０条　第18条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第２１条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（受注者の催告によらない解除権）

第２２条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　第9条の規定により業務の内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。

(2)　第9条の規定による業務の中止の期間が履行期間の10分の5以上に達したとき。

(3)　発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２３条　第21条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約の解除）

第２４条　この契約が解除された場合には、第１条に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2　発注者は、前項の規定にかかわらず、第21条又は前条各号の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3　前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協

議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第２５条　受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2　前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第18条、第19条又は第26条第3項によるときは発注者が定め、第21条又は第22条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前段前後に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第２６条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)　履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると発注者が認めたとき。

(2)　前号において、違約金を徴収して履行期間を延長することができるとき。

(3)　成果物に契約不適合があるとき。

(4)　第 18 条又は第 19 条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(5)　前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者、は委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　第18条又は第19条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2)　業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4　第 1 項又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5　第1項第1号の場合においては、発注者は、遅延日数に応じ、委託料に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を請求するものとする。ただし、損害金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとする。

（受注者の損害賠償請求等）

第２７条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1)　第 21 条又は第 22 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　第13条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（保険）

第２７条の２　受注者は、設計図書に定めるところにより火災保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（契約不適合責任期間等）

第２８条　発注者は、引き渡された成果物に関し、第 12 条第 4 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 1 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2　前項の規定にかかわらず、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その請求を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等をすることができる。

3　第 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4　発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項

及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5　発注者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

6　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7　発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8　引き渡された成果物の契約不適合が設計仕様書の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容又は発注者の指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（秘密の保持等）

第２９条　受注者は、業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

（個人情報の保護）

第３０条　受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「加須市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（定めのない事項等）

第３１条　この約款に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じた場合については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

加須市個人情報取扱特記事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第１　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、業務上知り得た一切の秘密を第三者に漏らしてはならない。

２　前項の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後においても同様とする。

３　受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第３　受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第４　受注者は、この契約により業務上知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（厳重な保管及び搬送）

第５　受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（個人情報の目的外利用等の禁止）

第６　受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務上知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第７　受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第８　受注者は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（個人情報の返還）

第９　受注者は、この契約による業務を処理するため、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によ

る。

（事故発生時における報告）

第１０　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償）

第１１　発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（事実の公表）

第１２　受注者の責に帰する事由により、受注者が個人情報取扱特記事項に関する義務に違反し、発注者が損害を受けたと認めるときは、発注者は、その事実を公表することができる。

（その他）

第１３　受注者は、前第１から第１２に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（第 20 条関係：会社代表者用）

秘密保持等に関する誓約書

令和　　年　月　日

加須市水道事業
加須市長　大橋　良一　様

㊞

私は、貴市における下記の電算処理業務の履行に当たり、会社の責任者としてデータ保護の重要性を自覚し、加須市情報化管理規則（平成２２年加須市規則第１７号）及び関係法令等を遵守し、要員の指導監督及びデータの取扱いについて適正に職務を遂行することを誓います。

記

業務の名称	水道料金システム保守委託
業務の内容	別紙仕様書のとおり
契約期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
備　　考	

（第20条関係）

秘密保持等に関する誓約書

令和　　年　月　日

加須市水道事業
加須市長　大橋　良一　様

㊞

私は、貴市における下記の電算処理業務の履行に当たり、加須市情報化管理規則（平成２２年加須市規則第１７号）及び関係法令等を遵守し、データの取扱いについて適正に職務を遂行し、業務上知り得た一切の秘密を第三者に漏らさないことを誓います。

記

業務の名称	水道料金システム保守委託
業務の内容	別紙仕様書のとおり
契約期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
備　　考	

令和　　年　　月　　日

加須市水道事業
加須市長　大橋　良一　様

㊞

水道料金システム保守委託における業務責任者及び業務担当者について（報告）

このことについて、下記のとおり選任（変更）したので報告します。

記

	部　課　名	職名	氏　　名	備　　考
業務責任者				
業務担当者				

加須市電算処理業務特記事項

（基本的事項）

第１条　この特記事項（以下「特記事項」という。）は、契約約款の特記条項として、電算処理等（情報システムの開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。）の委託契約の円滑な履行を確保するため、必要な事項を定めるものである。

（業務履行上の義務）

第２条　受注者（以下「乙」という。）は、業務の実施計画書、操作指示書等を発注者（以下「甲」という。）と協議の上作成し、甲に提出するものとする。

２　乙は、実施計画書、操作指示書等に基づき、善良な管理者の注意をもって、業務を指定された期日又は時刻までに完了しなければならない。

３　乙は、業務の履行に際して、業務の履行に必要かつ十分な専門的技術及び経験を有する従業員を業務に従事させなければならない。

４　乙は、作業内容の記録を作成することとし、甲の求めに応じて甲に提出するものとする。なお、記載が必要な内容については、甲が別に定める。

５　乙は、契約の履行に当たって事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

（業務責任者及び業務担当者）

第３条　乙は、本件業務に従事する者を業務担当者として選任するとともに、業務担当者を指示監督し、業務の履行に関して甲との連絡調整に当たる従業員を業務責任者として乙の従業員の中から選任しなければならない。

２　乙は、前項の業務担当者及び業務責任者（以下「業務責任者等」という。）を選任したとき又は変更したときは、書面により甲に通知するものとする。

３　業務責任者は、業務担当者に対する業務履行に関する指示、労働時間に関する指示等一切の指揮命令を行うものとする。

４　甲は、業務責任者等のうち不適当と認める者があるときは、乙に対してその交代その他必要な措置を求めることができる。

５　乙は、業務の履行に関して生じた乙の業務責任者等の災害については全責任をもって措置し、甲は何ら責任を負わないものとする。

（業務の履行）

第４条　乙は、暦月ごとの業務が完了したときは、作業日誌、作業月報、作業報告書及び完成届など、甲の認める方法により成果等を報告し、甲の確認を求めなければならない。

２　前項の確認が完了したときは、当該確認の完了した部分について、甲の指示する手続きに従って委託料の支払いを請求できるものとする。

（職場の規律）

第５条　乙は、業務責任者等の品位の保持に努め、業務責任者等が甲の事務所内で本件業務に

従事しているときは、全て甲の規律に従って行動させるものとする。

（資料等の貸与、返還、廃棄）

第６条　乙は、仕様書に別途記載のあるものを除き、業務の履行に必要な機器等を負担するものとする。

２　乙は、甲に対して本件業務の履行に必要な機器、データ、記録媒体、その他本件委託業務に係る資料（以下「資料等」という。）の貸与を要請できるものとし、甲はその必要性を認めた場合は、乙に資料等を貸与する。

３　乙は、甲から貸与を受けた資料等を本件業務が完了するまでの間は、当該資料等の授受及び搬送時を含め、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、又は保全に努めなければならない。

４　乙は、当該資料等（その複製物を含む。）について、甲の求めがあったとき、本件業務を完了したとき及び本件業務の履行のために必要が無くなったときは、甲の指示に基づき、速やかに甲に返還又は廃棄しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第７条　乙は、前条の規定により甲から貸与及び提供された資料等並びに成果を、本件業務の目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第８条　乙は、第６条の規定により甲から貸与及び提供された資料等並びに成果を、甲の承諾を得ずに無断で複写し、又は複製してはならない。

（特許権等の使用）

第９条　乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（著作権等）

第１０条　乙は、委託業務により作成された著作物（以下「成果品」という。）については、成果品に関する著作権（著作権法第２１条から第２８条に定める全ての権利を含む。）及び所有権を含めて、全て甲に帰属するものとする。ただし、成果品に含まれる乙が従来より権利を有していた乙固有の知識、技術に関する権利等については、乙に留保されるものとし、乙がこれらを利用し成果品に類似した製品等を作成することを妨げない。

２　乙は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保障し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、乙の責において解決するものとする。

（守秘義務）

第１１条　乙は、本件業務について守秘義務を負うものとし、本件業務の履行過程において知り得た甲の情報その他本件業務の履行に係る一切の情報を外部に漏らしてはならない。

２　前項の守秘義務は、契約期間の満了後又は契約解除後においても継続するものとする。

3　甲は、乙及び業務責任者等から秘密保持等に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を徴するものとする。

4　前項に規定する誓約書の内容等については、甲が別に定める。

5　乙は、第１項に規定する情報が外部に漏えいしたことが判明した場合は、速やかに甲に事情を説明すると同時に、甲の被った損害について、甲乙協議のうえ、相応の賠償を行うこととする。

（情報セキュリティの確保）

第１２条　乙は、本件業務を履行するに当たり、本特記事項及び仕様書に定めた情報セキュリティの確保の要件並びに加須市情報化管理規則をはじめとする甲のセキュリティに関する規定を遵守するとともに、最新の情報セキュリティに関する技術を投入し、最大限の情報セキュリティを確保しなければならない。

2　乙は、乙の従業員に対し、本件業務並びに情報保護の重要性を認識させ、故意又は過失による情報の漏えい防止等を徹底させるため、あらゆる機会を通じ絶えず教育及び訓練しなければならない。

（状況報告等）

第１３条　甲は、必要があると認めるときは、本件業務の実施について、乙に対して、その状況報告を求め、又は必要な指示を行うことができる。

2　乙は、甲に対し、甲乙双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で個人情報の取扱状況等について、甲が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。

3　甲は、第６条の規定により乙に貸与した資料等及び前条に規定するセキュリティの確保に関し、必要に応じ報告を求め、実地に検査を行うことができるものとする。

4　乙は、甲が本件業務の履行過程において行う前項の検査に積極的に協力し、必要な情報を甲に提供するとともに、甲の指摘する事項について、必要な措置を講じなければならない。

5　乙は、本件業務の履行に支障を生ずる恐れのある事案の発生を知った場合は、直ちにその旨を甲に報告し、遅滞なく、その措置状況を書面により報告しなければならない。

6　乙は、前項の事案が情報の漏えい、滅失又はき損その他の情報セキュリティ確保の観点から問題がある場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

7　乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を、甲と協力して講じなければならない。

加須市水道料金システム更改

仕　様　書

令和３年６月

埼玉県加須市

上下水道部

水道課

1　件名

水道料金システム更改

2　システム更改の目的

現行システムのリース契約期間及び構成機器の保守サポート期間の満了に伴い、ハードウェア及びソフトウェアの更新と併せて、既存システムのクラウド化及び機器更新を実施することにより、水道料金等の徴収業務の継続性を確保するとともに、更なる業務の効率化を図る。

3　業務の概要

水道料金システム更改仕様書（以下「仕様書」という。）の内容を遵守し、受注者が準備するクラウド環境及び発注者が準備するシステム構成機器に対して、システムの動作に必要なソフトウェアを組み入れるとともに、現行システムが保有するデータの移行作業等を行うことにより、新クラウドシステムの稼働環境を整える。

4　システム要件

4.1　システム構成

(1)　パソコン　16台
(2)　プリンタ　7台（高速：1台、中速：6台）
(3)　ハンディターミナル　28台
(4)　シーラー及びOCR装置　各1台
(5)　その他周辺機器
(6)　クラウド環境構成機器

4.2　動作環境

(1)　前項(1)～(5)記載のシステム構成機器は、設置及び各機器の基本動作に必要な調整作業を含め、本契約とは別に、本市が別途用意する。
(2)　本市の既設ネットワークを介した拠点間の通信は、NTT東日本の提供する「ビジネスイーサ ワイド」回線を利用し、その通信速度は、100Mbit/sである。なお、当該ネットワークに対して、本システムからの要求要件がある場合は、事前に本市と協議し、必要な要件を整えること。
(3)　北川辺総合支所との通信については、通信事業者の設備の保有形態から、県間またがりとなる状況である。従って、当該施設との通信遅延やその他諸事情を踏まえ、入念なシステムテストを実施すること。
(4)　システム機器に対するIPアドレス等のネットワーク情報及び管理者アカウント等は、本市との協議により決定し、設定すること。
(5)　水道料金システムを構築するクラウド環境及び接続回線については、受注者にて準備・構築するものとし、接続についてはVPN等による閉域網での回線接続とすること。

4.3　機能要件

(1)　現行システムで搭載しているシステム及び機能を搭載するものとし、適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応したものとする。

5 作業要件

5.1 設置条件

(1) 本市と受注者のデータセンターを接続するためのネットワーク機器の設置場所は、加須市水道課事務所１階の電算室内に設置するものとする。

(2) クラウドシステムについては水道課事務所以外の他の利用拠点との接続のため、本市の既設ネットワークでの稼働が必要となることから、水道課電算室内に設置してある既設の庁内 LAN 構成機器（L3 スイッチ）に接続すること。接続するポート番号については、本市が別途指定する。

(3) 設置場所の電源は、20A を上限に本市にて用意するが、同容量で不足する場合は、受注者の負担で増設工事等の必要な措置を施すこと。

5.2 プロジェクト管理

(1) プロジェクト体制については別途提示すること。また、体制を遵守し、本件を確実かつ円滑に遂行すること。

(2) 本プロジェクトに携わる業務従事者のうち、プロジェクトの履行に当たり不適当と認める者があるときは、本市は受注者に対してその交代又は必要な措置を求めることができることとする。

(3) 本プロジェクトの遂行に関して生じた業務従事者の災害について、受注者は全責任をもって措置し、本市は何ら責任を負わないものとする。

(4) 本プロジェクトの着手に先立ち、システム稼働に至るまでの基本設計、開発、データ移行、機器導入等の詳細スケジュールを立案し、本市の了解を得ること。

(5) 前項の工程を適切に管理するため、プロジェクト期間中、定期的に、進捗報告や懸案事項の協議を行う会議を開催すること。なお、当該会議の開催主体は受注者とするが、開催場所等については、本市の会議室等を無償で提供する。また、重要事項については、議事録の作成等により、認識相違の排除に努めること。

(6) 工程管理において懸案事項及び問題が発生した場合は、前項の会議の開催時期にとらわれることなく、速やかに本市と協議し、事態の是正に当たること。

5.3 システム設定

(1) システム更改に当たり、本稼働用機器のほか必要となる機材は、受注者にて用意すること。

(2) 本システムのすべての構成機器に対し、本稼動に必要なプログラム及びデータ等のセットアップ作業を行うこと。

(3) バックアップや人的操作が不要な処理は、夜間に自動処理を実行するなど職員の運用負荷の低減を図ること。その際、自動実行時の異常終了などにより、業務に支障を及ぼすことのないような措置を施すこと。

(4) 本稼動に際しては、本システムのすべての構成機器及びプログラムの動作確認及び全体テストを実施すること。

5.4 データ移行

(1) データ移行の対象は、現行システムが保持する全てのデータ（照会・異動処理、検針、調定・納付書、口座振替、収納処理、コンビニ収納、滞納整理、メーター管理、統計処理及び運用管理業務等）とし、令和４年３月のシステム稼働までに、移行作業を完了すること。

5.5 カスタマイズ

(1) 現行システムで搭載している全てのカスタマイズ機能のほか、発注者が要望する機能を追加して搭載するものとする。

5.6 稼働支援

(1) 本件業務の目的や基本的な考え方等を踏まえ、本システムが、更なる事務の効率化に向け有効に機能し、実効性のあるものとするため、先進事例や技術的観点から、総合的な助言及び指導を行うこと。

(2) 本稼働や初回の大量帳票の出力等の際は、サポート要員を派遣するなど、万全の稼働支援体制を整えること。

6 その他要件

6.1 資料等の貸与、返還

(1) 受注者は、本市に対して本件業務に必要な機器、データ、記録媒体、その他本件整備に係る資料（以下「資料等」という。）の貸与を要請できるものとし、本市がその必要性を認めた場合には、当該資料等を受注者に貸与する。

(2) 受注者は、本市から資料等の貸与を受け、本件整備が完了するまでの間は、資料等の授受及び搬送時を含め、善良なる管理者の注意義務をもって当該資料等を管理及び保全に努めること。

(3) 受注者は、本市の求めがあったとき又は本件整備を完了したとき並びに本件整備の履行のために必要がなくなったときは、速やかに当該資料等（複製した場合は複製物を含む。）を返還又は廃棄すること。

6.2 目的外使用の禁止等

(1) 受注者は、本市から貸与及び提供された資料等を、本件整備の目的外に使用又は第三者に提供しないこと。

(2) 受注者は、本市から貸与及び提供された資料等を、本市に無断で複写又は複製しないこと。

6.3 著作権等

(1) 本件に係る成果品（以下「成果品」という。）については、成果品に関する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）及び所有権を含めて、全て加須市に帰属するものとする。ただし、成果品に含まれる受注者が従来より権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等については、受注者に留保されるものとし、受注者がこれらを利用し成果品に類似した製品等を作成することを妨げない。

(2) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保障し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決すること。

6.4 情報セキュリティの確保

(1) 本件に関して知り得た情報（周知の情報を除く）は、本件の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、受注者は、そのために必要な措置を適切に講じること。

(2) 個人情報保護については、加須市個人情報保護条例の規定を適用する。

(3) 受注者は、本件を履行するに当たり、本書及び加須市情報化管理規則をはじめとする本市のセキュリティに関する規定を遵守するとともに、最新の情報セキュリティに関する技術を投入し、最大限、情報セキュリティの確保に努めること。

(4) 受注者は、本件の従事者に対して、情報セキュリティの重要性を認識させ、故意又は過失による情報の漏えい防止等を徹底させるため、あらゆる機会を通じ絶えず教育及び訓練を行うこと。

6.5 是正処置等

(1) 本仕様書等との不一致又は不具合が引き渡し完了後に発見された場合は、受注者は無償で是正処置を行うこと。

7　成果物

(1)　作業工程表

(2)　打合せ記録

(3)　データ移行等に係る検証資料

写

加須市個人情報保護に係る事務処理についての諮問書

加税発第１０１号
令和３年６月２２日

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会会長　様

加須市長　大橋　良一

個人情報保護に係る事務処理に関し、加須市個人情報保護条例第９条第１項の規定により、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

１　個人情報保護に係る事務処理の区分
コンピュータの外部接続による外部提供に係る諮問

２　諮問内容
【固定資産管理システムのクラウド運用（LGWAN-ASP）について】

本システムは、固定資産税の課税客体を適正に把握するとともに、航空写真等地図情報や土地家屋の登記及び評価の情報を一元管理し、固定資産税賦課業務の効率化等に資するものです。

この度、再整備を実施（R4.3.1 稼働）するにあたり、当該システムは、LGWAN（自治体が利用するセキュアなネットワーク）によるクラウド運用を予定しており、市が管理するコンピュータシステムとシステム提供業者が管理するデータセンター内のコンピュータシステムとを通信回線により接続し、個人情報を外部提供するため、審議会で意見をいただくものです。

３　所管課
税務課　資産税担当

資料１　差替え

１　コンピュータの外部接続による外部提供についての諮問

（第７条第１項・第９条関係）

所管課：税務課

外部提供の内容	外部提供の開始年月日	外部提供する個人情報	個人情報保護措置
航空写真等地図情報や固定資産税賦課に係る情報を一元管理するシステム（固定資産管理システム）のLGWANによるクラウド運用を行うため、課税に必要な個人情報を次の者に外部提供すること。 ＜外部提供先＞ 株式会社パスコ ※優先交渉事業者	令和４年 ３月１日予定	固定資産税に係る登記及び評価情報（氏名・住所、物件所在・地目・地積・種類・構造・床面積等）	クラウドサービスの提供者（外部提供先）と契約を締結し、「個人情報の取扱い」及び「加須市個人情報取扱特記事項」に基づく個人情報保護に関する事項を規定する。 また、SLAの締結による情報管理の徹底を遵守させる。

固定資産管理システムのクラウド運用について

1　概要

固定資産税の課税客体（土地・家屋）の現況を的確に把握するとともに、航空写真や地番図等の情報を一元管理し、課税業務の正確化・効率化に資するため、当該システムを円滑かつ安全に運用してきた。この度、更なる業務の効率化、情報セキュリティの向上及び業務継続性の強化を目的とし、課税・登記の情報連携を視野に入れた再整備を実施する。

当該システムの整備に際し、プロポーザルを実施したところ、LGWAN を利用したクラウド方式による運用が提案されたため、市が管理するコンピュータシステムとシステム提供業者が管理するデータセンター内のコンピュータシステムとを通信回線（LGWAN）により外部接続し、個人情報の外部提供を行うものである。

※LGWAN…　国・県・市町村を相互に接続する行政専用のセキュアなネットワーク

2　外部提供する個人情報

当該システムの運用上、外部提供する主な情報は以下のとおりである。

《固定資産税に係る評価(課税)及び登記情報》

- 納税義務者の氏名、住所
- 登記権利者の氏名、住所
- 土地の所在、現況地目、現況地積、登記地目、登記地積
- 建物の所在、種類、構造・現況床面積、登記床面積　　等

3　外部提供先情報（契約の相手方）

会社名	株式会社パスコ	
支店・住所	さいたま支店（埼玉県さいたま市見沼区東大宮 4-74-6）	
公的認証保有状況（一部抜粋）	・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）	ISO/IEC27001
	・個人情報保護マネジメントシステム（ﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰﾏｰｸ）	JISQ15001
	・品質マネジメントシステム（QMS）	ISO9001
	・環境マネジメントシステム（EMS）	ISO14001
	・ISMS クラウドセキュリティ	ISO/IEC27017
クラウド運用実績	LGWAN クラウドサービス「PasCAL for LGWAN」 全国 600 団体以上	

4　必要な措置

加須市個人情報保護条例第９条第２項に定めのある「保有個人情報の漏えい又は改ざんの防止その他の保有個人情報の保護に関し必要な措置」については、加須市情報セキュリティポリシー等に基づき、以下のとおり、人的、物理的、技術的及び運用面におけるセキュリティ対策を講じる。

1 契約における担保

クラウドサービスの提供者である㈱パスコ（外部提供先）と利用に関する契約を締結し、「個人情報の取扱い」及び「加須市個人情報取扱特記事項」に基づく個人情報保護に関する事項を規定することで個人情報の保護措置を担保する。

2 外部提供先による情報セキュリティ対策等

1）公的認証に基づくセキュリティ対策

体系的な品質管理実現のために「統合マネジメント」を策定し、具体的な取り組みとして、早くから品質管理、環境対策、情報管理等について公的認証の取得・更新を進めている。

統合マネジメントの中で「情報セキュリティ方針」「個人情報保護方針」を定め、会社規程として「情報資産管理規程及び各種細則」、「個人情報保護基本規程及び取扱細則」を制定し、具体的な手順として「情報セキュリティ運用手順書」「個人情報保護運用手順書」「情報セキュリティ事件・事故管理手順書」等を取り決めて厳格に運用している。

Point！

情報管理に関する公的認証として
「JIS Q 27001:2014認証（情報セキュリティマネジメントシステム：ISMS）」
「JIS Q 15001:2017認証（個人情報保護マネジメントシステム：プライバシーマーク認定）」
を取得している。

2）個人情報管理手法

個人情報の管理に当たっては、加須市のセキュリティポリシーを遵守する。

個人情報を含む紙資料・データの受け渡しは、㈱パスコの個人情報保護コンプライアンスプログラムに基づく「資料借用チェックリスト」を持参し、内容の確認を行ったうえで身分証明書を携帯した社員により行う。借用後は、直ちに市から弊社技術拠点(さいたま市)に持ち込む。短期間で返却しなければならない紙資料は、スキャナを用いて画像データ化し、速やかに市に返却する。

これらの個人情報を含むデータは、厳格なセキュリティ管理下にあるサーバへ伝送し、情報漏洩防止対策のもとで厳重に保管・使用する。

3）情報漏洩防止策

個人情報保護方針に基づき規定した「個人情報保護基本規定および詳細規定・細則類」で情報漏洩防止策を明文化するとともに、定期的な教育訓練を実施することでセキュリティ意識を向上させ、ヒューマンエラーの撲滅に努めている。防止策における具体例を以下に示す。

① 2種類のICカードキーによる入退室管理

主たる作業を行う技術拠点では、ICカードキーによる入退室管理を行っている。全ての従業員は、個人ごとにIDが付されたICカードを保有しており、入退室ごとに各フロアの入口横に設置されたICカードリーダーにカードを読み取らせることで、施錠が数秒間解除される仕組み。入退室の履歴は、個人ごとにコンピュータに記録される。

Point !

- **情報を格納するサーバはセキュリティ区画によって隔離されている。**
- **通常の入退室とは別にICカードによる認証が必要となる。**

② クライアント管理

社内のイントラネット（WANを含む）に接続された全てのクライアント（事務用、作業用PC）は、Windowsドメイン環境下で運用されている。

ウィルス監視・駆除ソフト（ウィルスバスター）の常駐はもちろんのこと、機器固有の情報やインストール済みソフトウェアを集中管理するソフト（QND Plus）の稼働により、問題を起こす可能性のあるソフトウェアの混入を常時監視している。

③ セキュリティ教育

全ての従業員を対象に、頻度高く情報セキュリティ教育を行っており、長年継続教育をすることにより、日ごろからセキュリティ意識を高く持ち、高水準な情報管理に努めている。

④ LGWAN（総合行政ネットワーク）を利用したデータ授受

平成22年8月にLGWAN-ASPサービス認定業者となり、同年11月よりLGWAN回線を利用した自治体とのデータ交換サービスを開始した。このサービスを利用することで、市と㈱パスコとの間において、公的のセキュアなネットワーク環境のもとで資料やデータの受け渡しが可能となる。

これにより、人による媒体でのデータ搬送に比べて個人情報紛失等のリスクを大幅に低減できる。

4）データセンターの設備及びセキュリティ対策

当該クラウドサービスのデータセンターに対する基本的な考え方や設置要件、ファシリティについては、別紙のとおりである。

データセンタの設備及びセキュリティ対策について

別 紙

(1) データセンタに対する基本的な考え方

パスコGIS自治体クラウドサービスを運用するデータセンタは、パスコも所属するセコムのグループ企業が運営しており、クラウドサービスセンターとしてデータセンタ運営会社と一体となって、システムの管理を行っています。クラウドサービス用の機器は110台を超え、社内用機器を含めて、データセンタ内の一画を占有する形で利用しており、厳重な管理と安定した動作環境の元で、地図情報サービスの提供を行っています。

建屋は、環境に配慮した最新技術の粋を集めた高信頼設備と、多彩なサービスメニューが準備されており、災害時の対策をはじめとし、停電やネットワーク障害への対策、外部からの攻撃やセキュリティ事故等への防御、アクセス集中時のサポート体制等、様々な対策が講じられたデータセンタとなっています。このように、システム運用とBCP（業務継続計画）の拠点としても機能する堅牢なデータセンタを使用しています。

● データセンタの取得資格・認定

パスコデータセンタは、特定非営利活動法人日本データセンタ協会が定めるデータセンタのファシリティスタンダードでは、ティアレベル４相当の評価が該当します。また、経済産業省が公表している、自然災害、機器の障害、故意・過失等のリスクを未然に防止し、また、発生したときの影響の最小化および回復の迅速化を図るための対策基準が示された「情報システム安全対策基準」の条件を満たしています。

(2) データセンタの設置要件・ファシリティ

① データセンタ立地条件

立地場所は、強固な地盤を持つ洪積火山灰で形成された標高40m以上の台地上に位置し、海岸線より15km以上離れた河川浸水、液状化や津波等の地域に該当しない場所です。断層帯からも相応に離れた場所です。

都道府県が公表している地域危険度測定調査では、安全性が最も高い「ランク１」と評価されています。

② データセンタの設備

● 大災害に備えた建物構造、防火対策等の万全な設備

鉄骨鉄筋コンクリート構造で、震度７程度に対応した免震構造を採用しています。建物全体を支える免震層を有すると同時に、床耐荷重１t/㎡という堅牢性を実現し、震度７の地震発生時でも継続してデータセンタの機能を維持できます。ビル耐震性と同等で、なおかつねじれ剛性も考慮に入れたサーバラックの固定強度（JQA認定取得）を完備しています。

防火設備および消火設備については、熱煙センサー、防火扉の設置および新ハロンガス消化設備の設置をしています。また、延焼防火対策として床、壁、天井材に不燃材料を使用しています。

※建築基準法に基づく国土交通大臣認定を取得しています。

● 安定稼働を保証する万全の電気設備・空調管理設備

停電対策として２系統の送電ルートがあり、いずれかの系統が停電しても送電は停止しません。計画停電時であっても、いずれかの変電所より電力が提供される形式となっています。

CVCF（無停電電源装置）を冗長構成で設置し、停電時には自家発電機へ切替え、無停電を保証します。センター内の配電設備は冗長化されており、障害時でも配電は停止しません。

また、一定室温、一定湿度を保つ完全空調管理、機器構成の増設が可能です。空調設備に対する漏水対策をとっているため、設置機器に影響を与えません。

● **48時間以上の継続運転が可能な非常用発電機**

N+1校正の非常用発電機（月１回の定期試運転実施）は、燃費効率の高いディーゼル方式を採用し、48時間以上の無補給継続運転が可能です。また、緊急時には優先的に燃料補給を受ける「緊急時優先給油業務委託契約」を締結しています。

③ データセンタのセキュリティ対策

データセンタの入室管理については、総合設備管理システム、24時間常駐警備員による入退館検査の実施、X線検査機による持込・持ち出し品の検査といった最新の警備管理を実施しています。

- 入館に際しては事前申請が必須となります。
- データセンタ職員による、対面の入退者の受付を24時間365日で実施しており、顔写真付きの身分証明書の提示が必要です
- 検査室を設置しており、常駐警備員を配置し、24時間365日体制で手荷物検査、X線検査、金属探知機検査による入館チェックを行っています。
- サーバ室への入室にはICカード認証および生体認証を実施しています。
- ラックの開閉もICカード認証で行っており、事前に許可された者のみがサーバ機器等にアクセスできます。
- セキュリティ上必要十分な監視カメラを設置し、1.5年間監視画像を保管しています。

● **2要素による確実な認証**

入館申請サイトからID付与を行い、館内はIDと連動したICカード認証、静脈認証等を組み合わせた２要素による確実な認証を複数個所で行っています。

ICカード認証

静脈認証

● **セキュリティラック**

入館時に貸与するICカードで契約ラックの施解錠状態は常時監視により厳格に管理され、開錠後の放置や、レバーハンドルを元に戻した際には扉を自動で施錠。ICカード返却時にも施錠状態を確認します。

また、46Uのラックサイズと最大800kgの積載荷重により、従来は困難であった大重量機器の搭載が可能。大容量化と集約化を実現します。

● **高い可用性の通信設備を準備**

常時10Mbps、ピーク時100Mbpsの帯域を確保しています。アクセス集中に対しても随時帯域を拡張し、安定したサービスを提供します。複数のインターネットプロバイダーとの契約の上、物理的に異なる複数ルートからの光ファイバーを敷設しており、いずれかの系統に障害があっても、サービスは停止しません。

内部ネットワーク機器も二重化されているため、障害が発生してもサービス自体は停止しません。

④ ネットワーク監視や不正アクセス等に対するセキュリティ方針・対策

機械監視による定期的な自動監視体制と、運用監視担当者によるシステム動作やモニター数値などの目視検査、障害発生時などの緊急復旧体制を組む運用保守担当者により、高度なシステム稼働・監視体制および運用・保守体制が構築されています。24時間365日の監視体制で、障害が発生してもサービスが止まる前に復旧します。

- **サーバの分離およびデータベースサーバの外部からの遮断**

  ファイアウォールを設置し、アクセス制御はシステムに必要不可欠な通信のみ許可するというポリシーで運営しています。WebサーバをDMZネットワークに、データベースサーバ等機密情報が格納されるサーバを内部ネットワークに設置することにより、外部からの機密情報に対する直接的なアクセスを遮断し、悪意のあるアクセスからユーザのデータを保護しています。

- **IDS（不正侵入検知装置）の設置によるシステム監視**

  外部からの不正アクセスや侵入に対しては、IDS（不正侵入検知装置）を設置し、随時監視を行っています。また不正アクセスが検知された場合は直ちに通報されるとともに、ネットワークに設置されているパケットリセットシステムが不正通信を無効化するなど、システムの機密性・安全性を守ります。

- **セキュリティパッチ・ウィルス対策**

  常時最新のセキュリティパッチを適用し、セキュリティホールを修正しています。また、ウィルス対策ソフトをすべての機器に施しており、ウィルス事故を未然に防止します。外部から取り込むデータ等に関しても、必ず事前にウィルスチェックを行います。

⑤ データセンタの施設条件

パスコデータセンタの主な仕様は以下の通りです。

項目	内容
総床面積	8,870㎡（2,668坪）
階数	地上4階、搭屋1階
階高	1階：6,700mm ／ 2～4階：4,600mm
サーバ室床下高	750mm
建物用途	データセンタ専用建物
構造	RC造（地下ピット）／ SRC 造（地上）／基礎免震構造（建物免震）／一部耐震構造
床耐荷重	1,000kg/㎡（スラブ）
収容ラック数	最大約1,300ラック
電力引込	2箇所の変電所からの2回線受電
受電設備	特別高圧受電設備66,000V 本線・予備線方式
UPS設備	N+1 冗長構成
発電機設備	N+1冗長構成・低燃費ディーゼル発電機 ／ 48時間以上連続稼動 ／ 優先給油契約締結
空調機設備	空冷パッケージ方式冗長構成　床下送風 ／ 冷温風分離方式
温湿度管理	温度24℃±2℃　湿度50%±20%
防火設備 感知器	熱感知器、煙感知器、高感度火災予兆検知システムを併用
消火設備	N2ガス消火設備
ラック	標準セキュリティラック（ICカード電気錠方式）/W700×D1，100×H2，200mm（46U/19インチ）/最大800kgまで搭載可
その他設備	キッティングスペース、アメニティスペース，プレゼンルーム、インターネットスペース、駐車場、事務所利用可（本館）

（案）

固定資産管理システムの利用に関する契約書

１．サービス名　　固定資産管理システム

２．履行期間　　令和４年３月１日 から 令和９年２月２８日まで

３．利用料　　総額　金　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円）

４．契約保証金　　免除

５．前払金　　なし

６．その他特定条件　なし

上記サービスについて、利用者である加須市（以下「利用者」という。）と提供者である株式会社パスコさいたま支店（以下「提供者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づき、次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

利用者　埼玉県加須市三俣二丁目１番地１
加須市
加須市長　　大　橋　良　一　　㊞

提供者　埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目７４番６号
株式会社パスコ　さいたま支店
支　店　長　　伊　賀　辰　夫　　㊞

第１章　総則

（目的）

第1条　本契約は、提供者が提供する固定資産管理システム（以下「本サービス」という。）の利用に関し、利用者及び提供者の合意が必要な事項を定めることを目的とする。

（使用許諾の内容）

第2条　提供者は利用者に対して、本サービスの非独占的使用権を許容する。

２　利用者は、本サービスを本契約書の内容に従い、利用者の業務利用の範囲において、その職員による内部利用に限り利用することができる。

３　利用者の情報を提供者のASPサーバに格納し、本サービスの提供に供するものとする。ただし、利用者情報の知的財産権は利用者にあり、提供者は本サービスに限り使用するものとする。

４　本サービスの内容は「固定資産管理システムサービス仕様書」（以下「仕様書」という。）に規定する。

（禁止事項）

第3条　利用者は、本サービスの利用に当り、以下の行為を行ってはならない。

（１）第三者もしくは提供者の著作権、その他の権利を侵害する行為

（２）第三者もしくは提供者の財産もしくはプライバシーを侵害する行為

（３）第三者もしくは提供者に不利益もしくは損害を与える行為

（４）ID及びパスワードを不正に使用する行為

（５）コンピュータウィルス等有害なプログラムを本サービスに関連して使用する行為

（６）本サービスの運営を妨げる行為

（７）法令に違反する行為

（８）その他、本サービスの仕様上不適切と認められる行為

（契約期間）

第4条　本契約は、加須市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成２２年条例第５７号）第２条の規定に基づく長期継続契約であるため、契約年度の翌年度以降に当該契約に関する予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。

２　利用者は、前項の規定による変更又は解除については、決定後速やかに提供者に通知しなければならない。

（契約等の変更）

第5条　本契約の各条項及び仕様書等の内容に係る変更は、当該変更内容につき利用者及び提供者の事前の協議のうえ、別途書面に基づく合意によってのみ行うことができる。

第２章　サービス

（利用方法）

第6条　利用者及び提供者は、本契約に定めるもののほか、仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2　提供者は、本サービスを本契約の履行期間内において利用者の使用に供し、仕様書に定める納品物を利用者に引き渡すものとし、利用者は、その利用料を支払う。

3　提供者は、利用者が本サービスを利用するために、利用者に対しユーザーID 及びパスワードその他本サービスを利用するために必要な情報（以下「アカウント情報」という。）を提供する。

4　利用者は、アカウント情報を第三者に対して開示、貸与、共有せず、パスワードの適宜変更その他の方法でアカウント情報が漏えいすることのないよう厳重に管理し、適切に使用するものとする。アカウント情報の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用などにより利用者又は利用者以外の者が損害を被った場合、提供者は一切の責任を負わない。

（提供停止）

第7条　提供者は、仕様書に定める内容にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの提供の全部又は一部を停止することができる。

（1）戦争、テロ行為、騒乱、暴動、致死的な伝染病の流行を含む天災地変（以下「天災地変」という。）その他の不可抗力、第三者による加害行為によりサービスの提供が不能となったとき。

（2）緊急を要するデータセンターの保守・工事等であって、代替手段が無いことにつき相当の理由があるとき。

（3）通信回線の役務を提供する電気通信事業者（提供者を除く）が、当該回線に係る電気通信業務を停止したとき。

（4）その他提供者の責めに帰すことのできない事由があるとき。

2　前項の場合において、提供者は、その事由の発生後直ちに、本サービスが停止される時期及びその期間を利用者に対して通知する。

3　提供者は、利用者につき次の各号の事由が生じ、かつサービスの提供を続けることで提供者に著しい損害が生じるおそれがあるときは、本サービスの提供を停止することができる。

（1）利用者が利用料の支払いを遅滞したとき。

（2）利用者が本契約の各条項に違反したとき。

（3）前２号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰すべき事由により提供者の業務に著しい支障を来たし、又はそのおそれがあるとき。

4　前項の場合において、提供者は、利用者に対して、事前にサービスの提供を停止する日、その期間及び停止する理由を通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない事由による場合は事後の通知をもって足りるものとする。

（利用者の催告解除権）

第8条　利用者は、利用者の都合により本契約を期間満了前に期間途中で本契約の全部または一部を解約するときは、提供者所有の手続きにより、解約希望日の６ヶ月前までに通知を行うことにより、解約希望日をもって本契約の全部又は一部を解除することができる。

２　前項の規定により契約が解除されたときは、提供者は、これにより生じた損害の賠償を請求することができる。だだし、この場合における損害額は、解約日から契約満了時までの期間に相当する額を限度とする。

（利用者の無催告解除権）

第9条　利用者は、提供者が次の各号のいずれかに該当する場合は、提供者への事前の通知又は催告を要することなく本契約の全部若しくは一部を解除することができる。

（１）本契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるときであって、当該違反の是正の催告の後相当の期間が経過してもなお当該違反が是正されない場合

（２）差押・仮差押・仮処分・租税滞納処分その他公権力の処分を受けたことにより、本サービスの提供に支障があると認められる場合

（３）民事再生申立・会社更生申立・破産申立がなされたとき

（４）自ら出し若しくは引受けた手形又は小切手に不渡りが発生したとき

（５）次のいずれかに該当するとき

ア　役員等（提供者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

２　前項の規定により契約が解除されたときは、提供者は、契約総額の１０分の１の額を違約金として利用者が定める期日までに利用者の定める方法により支払わなければならない。

（提供者の解除権）

第10条 提供者は、契約期間中、本契約を中途解約することができない。

2 提供者は、前項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者への事前の通知又は催告を要することなく本契約の全部若しくは一部を解除することができる。

（1）提供者に提出した利用者情報などに虚偽又は過誤（軽微なものを除く。）があり、提供者から利用者に対する是正の催告の後相当の期間が経過してもなお是正がなされない場合

（2）本契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるときであって、当該違反の是正の催告の後相当の期間が経過してもなお当該違反が是正されない場合

（3）支払期日を過ぎても利用料を支払わず、提供者から利用者に対する支払いの催告の後相当の期間が経過してもなお利用料が支払われない場合

（4）故意に提供者の設備に対して支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為を行った場合

3 前項の規定により契約が解除されたときは、提供者は、これにより生じた損害の賠償を請求することができる。この場合における賠償額は提供者と利用者とが協議して定める。

（サービスの廃止）

第11条 提供者は、前条第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの全部又は一部を廃止し、廃止日をもって本契約の全部又は一部を解約することができるものとする。

（1）廃止日の 12 ヶ月前までに利用者にその旨を通知した場合

（2）第７条第１項第１号に規定する事由により本サービスを提供できない場合

（3）本サービス用設備に供される機器又はソフトウェアについて、当該機器又はソフトウェアの供給元から保守サービスを受けることができなくなった場合で、代替の手段が他に無いとき。

2 前項各号の規定により本契約の全部又は一部が解除されたときは、提供者は、利用者に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、この場合における損害額は、サービス廃止日が属する月から契約満了時までの期間に相当する利用額を限度とする。

3 第１項各号の規定により本契約の全部が解除されたときは、提供者は、利用者が本サービスに代えて別のサービスを利用するまで、利用者に対して最大限の助力を行うものとする。

第３章　利用料

（利用料）

第12条　利用者は、提供者に対し、月額利用料を次に定める方法により支払う。

２　利用料は月末締め、翌月払いとする。

３　利用料の日割計算は行わないものとする。

４　利用者は、提供者から適正な請求書による利用料の請求を受けた場合は、30 日以内にこれを支払わなければならない。

５　支払い方法等詳細については、別表のとおりとする。

６　利用者が本サービスの利用料の支払いを怠った場合は、提供者は、利用料に対して、支払期日から支払済みまでの日数に相当する政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年１２月１２日法律第２５６号）第８条第１項の規定による遅延損害金の支払いを請求することができる。

（消費税）

第13条　この契約締結後、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、利用者は、利用料に相当額を加減して支払う。

（サービス停止中の利用料）

第14条　契約期間において、第７条第１項各号に定める事由により本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、利用者は、利用料の支払いをしなければならない。

第４章　提供者の義務

（提供者の責務）

第15条　提供者は、本サービスの提供期間中、本契約に従い善良な管理者の注意をもって利用者に対して本サービスを提供し、本契約において免責とされているものを除いて、別途締結する「加須市固定資産管理システムのサービス提供に係る SLA」（ServiceLevelAgreement、以下「SLA」という。）に従い、本サービスの提供に関して生じた一切の責任を負う。

２　本サービスの提供に関わる提供者以外の者（通信役務提供者を除く。）の行為に起因する責任についても前項と同様とする。

（本サービス用設備等の障害）

第16条　提供者は、本サービスの提供に使用する機器及び設備など（以下「本サービス用設備等」という。）に障害があることを知ったときは、利用者に対し、ただちにその旨を通知するとともに、遅滞なく本サービス用設備等を修理又は復旧する。

2　提供者は、本サービス用設備等に接続する通信回線について障害があることを知ったときは、ただちに通信役務提供者に修理及び復旧を指示する。
3　前各項に規定するもののほか、本サービスに不具合が発生したときは、SLAに従う。

第５章　その他の権利及び義務

（知的財産権の取扱い）
第17条　本サービスの著作権、産業財産権（以下、これらを総称して「知的財産権」という。）は、提供者に帰属するものとする。
2　利用者は、本サービスの提供及び利用に関してそれぞれ相手方から提供を受けたプログラム、マニュアルその他の資料について、本契約の目的外に利用しないものとする。

（賠償額の限度）
第18条　本契約の履行に関して生じた損害賠償請求権その他一切の金銭的請求権は、その原因が故意又は重過失である場合を除き、契約利用料の総額を限度とする。

（権利義務譲渡の禁止）
第19条　利用者及び提供者は、事前に相手方による書面による承諾を得ることなく、本契約から生じる権利義務またはその地位を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

第６章　情報の取扱い

（秘密情報の取扱い）
第20条　利用者及び提供者は、本サービスの提供及び利用に関して開示された互いの内部情報、技術又は営業その他の業務上の固有の情報のうち、第三者に漏えい、開示又は提供されることにより相手方が不利益を被るおそれのある情報であり、かつ、次の各号のいずれにも該当しないもの（以下「秘密情報」という。）については、本契約の目的にのみに使用するものとする。
（１）開示された時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
（２）開示後、利用者及び提供者の責めに帰すことのできない事由により公知となった情報
（３）秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
（４）正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
2　利用者及び提供者は、互いに秘密情報を、善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の事前の書面による同意又は法令により開示を求められた場合を除き、第三者に開示、公表及び配布をしてはならない。

3　利用者及び提供者は、秘密情報を相手方に提供する場合、秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記して行うものとする。
4　前各項の規定は、契約期間が終了した後においても、同様とする。
5　利用者及び提供者は、本契約が終了したとき、相手方の求めがあったとき、又は本サービス提供のために必要がなくなった場合には、相手方の指示に応じ、秘密情報を記録した媒体及びその複製物を返還又は破棄するものとする。秘密情報が電子文書又は電磁的記録による場合の取扱い及び破棄処分の方法に関しては、利用者及び提供者が協議の上決定する。

（個人情報の取扱い）
第21条　提供者は、本サービスの提供に関連して知った利用者の情報及び利用者から提供を受けた利用者の保有する個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第２条第１項に規定する情報をいう、以下「個人情報」という。）を、第三者に開示、公表及び配布をせず、また提供者自身もその個人情報を利用してはならない。
2　提供者は、前項に規定するほか、個人情報の取扱い及び管理については、別記「加須市個人情報取扱特記事項」並びに個人情報保護に関する法令を遵守するものとする。

第７章　雑則

（契約終了後の処理）
第22条　利用者及び提供者は、本契約が終了した場合、次の各号に定める措置を速やかに講じるものとする。
（１）利用者は、本サービスの利用にあたって提供者から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わるすべての資料など（全部又は一部の複製物を含む。以下同じとする。）について、提供者の指示に従い、利用者の責任において提供者に返還、又は破棄するものとする。
（２）提供者は、本サービスの利用にあたって利用者から提供を受けた資料などについて、利用者の指示に従い、提供者の責任において利用者に返還、若しくは破棄するものとする。
（３）提供者は、利用者の求めに応じ、保有する利用者のデータを、加工が可能な標準的なデータ形式で利用者に無償で提供し、その後、一切の利用者データを提供者の責任で完全に消去するものとする。
2　前項は、提供者が、契約終了後に本サービスと同種のサービスを利用者に対して提供する場合は適用しない。

（合意管轄）
第23条　この契約に係る紛争が生じた場合は、利用者の所在地を管轄する日本国の裁判所を専属的管轄裁判所とする。

（準拠法）

第24条　本契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とする。

（協議）

第25条　利用者及び提供者は、本契約の各条項の解釈に疑義のある場合及び本契約に定めなき事項については、本契約が公共性の高いサービス提供を内容としている趣旨に則り、互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

別　記

加須市個人情報取扱特記事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第１　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、業務上知り得た一切の秘密を第三者に漏らしてはならない。

２　前項の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後においても同様とする。

３　受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第３　受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第４　受注者は、この契約により業務上知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（厳重な保管及び搬送）

第５　受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（個人情報の目的外利用等の禁止）

第６　受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務上知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第７　受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第８　受注者は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（個人情報の返還）

第９　受注者は、この契約による業務を処理するため、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法による。

（事故発生時における報告）

第１０　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、

速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償）

第１１　発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（事実の公表）

第１２　受注者の責に帰する事由により、受注者が個人情報取扱特記事項に関する義務に違反し、発注者が損害を受けたと認めるときは、発注者は、その事実を公表することができる。

（その他）

第１３　受注者は、前第１から第１２までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（案）

固定資産管理システムサービス仕様書

令和　　年　　月

加須市　税務課

目次

1．サービスの名称 1

2．システムの概要 1
(1) システムの範囲 1
(2) システム利用期間 1
(3) その他注意事項 1
(4) 成果品の帰属 1
(5) 契約条件等 1

3．システムの性能要件 2
(1) システムの基本要件 2
(2) システムの機能要件 2

4．データセンター要件 2

5．運用・保守要件 3
(1) システム運用・保守要件 4
(2) システム監視等要件 4

6．教育要件 4

1．サービスの名称

固定資産管理システム

2．システムの概要

(1) システムの範囲

本仕様書の要件を満たすシステムについて、導入サポート、運用保守管理を実施するものとする。

システム名	方式	同時アクセス
固定資産管理システム	LGWAN-ASP	同時 16 ライセンス

(2) システム利用期間

本システムの利用期間は、令和 4 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日とする。

(3) その他注意事項

・契約期間満了後において当該サービスの利用契約の更新をしない場合は、契約終了時点に提供者が保有する本市に関連する全てのデータを提出すること。なお、提出するデータのファイル形式等については、CSV 形式（テキスト等）などのシステムに依存しない形式とし、提出する前に本市と協議のうえ決定すること。

・本システムの運用期間が満了し、運用を継続しない場合には、記憶装置及びネットワーク設定情報等のデータ消去を行うこと。また、消去方法や作業日程については、本市と協議の上決定するものとし、作業完了後にデータ消去を証明する書類を提出すること。

(4) 成果品の帰属

本業務における成果品は、すべて本市に帰属するものとし、提供者は、本市の許可なく使用、流用してはならない。成果品のうちシステムの著作品について、本件プログラムに結合され、または組み込まれたもので、提供者が従前から有していたプログラム、および提供者が本件業務の実施中または新たに作成したプログラムの著作権は、提供者に留保されるものとする。ただし、本市は、納入された本件プログラムの著作物の複製物を自己利用するために必要な範囲で著作権法に従い利用できるものとする。

成果品のうち本業務で作成されたデータ類の著作権は、本市に帰属する。

(5) 契約条件等

本仕様書に記載のない事項は、令和 3 年 6 月 11 日に提供者が提出した提案書等の内容に準拠すること。

3．システムの性能要件

(1) システムの基本要件

本システムは以下の基本要件を満たすものとする。

ア LGWAN-ASP型での運用とすること。

イ 財団法人全国地域情報化推進協会が推進する地域情報プラットフォーム（GISユニット製品）の準拠登録製品であり、電子行政の変化に迅速に対応できること。

ウ システムはファシリティおよびセキュリティ面で完備された国内のデータセンターに設置されているものとし、使用する機器の調達および管理も提供者が直接行うこと。

エ データセンターと本市ネットワーク間は、総合行政ネットワーク（LGWAN 回線）を使用することとし、地方公共団体情報システム機構より LGWAN-ASP サービスとして登録・接続されていること。

オ 本システム稼働後に更新される各 OS や Web ブラウザの最新バージョンに追加費用なしで速やかに対応可能なシステムであること。

カ システムは一般的なパソコンが有する基本的な機能のみで動作が可能であるものとし、利用に際してはプラグイン等の特別なソフトのダウンロードや JAVA アプレット、.NET Framework 等の使用機種に制限を与えるようなものが無いこと。

キ クライアント側の OS、既存アプリケーションの動作を不安定にさせないシステムであること。

ク ユーザーID 及びパスワードにより機能制限・メニュー制限ができること。

ケ システムのバージョンアップについて、使用期間において随時機能改良等の定期バージョンアップを追加費用なしで行うこと。

(2) システムの機能要件

本システムは、別紙「機能要件書」の機能等で構成すること。

4．データセンター要件

データセンター要件として以下のものを満たすこと。

(1) 立地要件

・データセンターは日本国内に立地し、日本国の法律が適用できること。

(2) 建物要件

・免震または耐震で、震度 6 程度の地震では躯体主要部に損傷がほとんどでない構造であること。

・建築基準法に規定する耐火性能を満たしていること。

(3) 電源設備

・電源は、電力会社から複数系統で受電していること。

・受電・電源設備は二重化されていること。

・システム停止を伴うことなく受変電設備の法定点検や工事などを実施できること。

・自家発電装置など電源のバックアップ装置を有すること。
・停電時システムを安全に停止するまでの時間サーバが稼動できる容量を有するＵＰＳを設置すること。
・空調設備は24時間365日連続して稼動可能であること。

(4) 防火設備
・サーバ室は、水を使用しない消化設備を設置していること。
・サーバ室に煙感知装置を設置するなど、火災の早期発見が可能なこと。
・通信設備ビル基準に基づき、避雷針機能を設置していること。

(5) セキュリティ対策
・データセンターの入退室管理は、常駐する警備員またはセキュリティ管理システムなどにより24時間365日実施されていること。無権限者が立ち入りできない設備を有すること。
・サーバ室への入退室を識別できるセキュリティ機能により、許可された者のみ入退室できること。
・サーバ室への入退者の記録媒体の持込み持出しを確認できること。
・データセンターに保守要員が24時間365日常駐していること。
・外部からの不正なアクセスを24時間365日監視していること。
・セキュリティパッチ適用などのセキュリティホール対策を常時実施していること。
・ウイルス定義ファイルは、重大なセキュリティに関する更新発表後から最長で25時間以内に定義ファイル更新作業を行うこと。セキュリティパッチは発表日の翌月末までに適用作業を行うこと。

(6) システム運用要件
・システムを運用する機器は24時間365日連続運用し、機器は二重化するものとする。機器メンテナンスやセキュリティパッチ適用などシステム設定変更中であっても、サービスを停止しないで運用できること。
・障害発生時迅速に復旧できるよう、システムで公開するデータは日次及び月次にてバックアップを実施すること。またバックアップは複数世代保管すること。
・サービス稼働率は年間平均99%以上を確保すること。

(7) 障害対応要件
・障害が発生した場合、サービス停止時間を最小とするよう、休日・深夜問わず、即座に復旧体制を構築できること。

(8) 立ち入り要件
・本市の求めに応じデータセンターの運用状況を確認するため、データセンターに立ち入り調査できること。その場合、システムの運用に関する部分のみ確認を行うものとする。

5．運用・保守要件

本稼動開始後のシステムの運用保守業務、監視業務、障害対応業務を実施すること。

(1) システム運用・保守要件

ア　システム運用時間

システム運用時間は、原則 24 時間 365 日の連続稼働とする。

定期保守時等でシステム停止が必要な場合は、15 営業日前までに本市へ連絡すること。

原則として、開庁時間中は計画停止を行わないこと。

イ　システムの稼働率

システムの稼働率は 99%以上とする。ただし、定期保守時等で事前に本市が承認した計画的な停止時間は除く。

ウ　障害対応業務

システム障害が発生した際には、ただちに本市へ報告し、職員の利用に影響が出ないよう速やかに対処すること。

障害復旧後、障害の原因、対策方法等を取りまとめて報告書を作成するとともに、その内容について本市に速やかに報告すること。

エ　サービスデスク

システム全般に関する専用のコールセンターを設置し、システム利用に関する質問等を受付け、回答すること。平日は、8 時 30 分～18 時 00 分の対応を行い、障害時、及び障害の疑いのある時に本市から依頼した時（停電、障害時訓練等）は、土・日曜日・祝日等にかかわらず 24 時間の対応を可能とすること。

また、本市からの問い合わせに対しては、問い合わせ記録簿を作成・管理し、毎年度末に対応報告書を作成する事。

オ　アクセスログ報告書の作成

月に 1 回システムに対するアクセス状況を集計し報告すること。報告するアクセスログの詳細項目は、本市と協議の上決定すること。

カ　データバックアップ

サーバ上のデータは、定期的にバックアップを行うこと。

データのバックアップは、日次および月次にて実施し、それぞれ複数世代管理すること。不要なバックアップ媒体を破棄する場合、データが媒体に残留しないようにすること。

(2) システム監視等要件

ア　システムの動作監視を 24 時間 365 日体制で行うこと。

イ　システム監視の結果、動作等により問題が発生した場合は、直ちに状況確認および復旧体制がとれるように、自動復旧装置の整備、および、運用保守関係者に対する連絡手段、連絡体制を整備しておくこと。深夜、休日であっても同様の体制がとれること。

6．教育要件

人事異動等を考慮し、本市の求めに応じて操作研修を実施すること。バージョンアップや設定変更等があった場合は、その内容を書面により説明した上でマニュアルを更新し、随時に提供すること。

別 紙

加須市固定資産管理システム　機能要件書

	機 能	要件内容
(1) 検索		
1	所在検索	大字、地番等を入力し、対象土地の位置を地図表示できる。
2	範囲検索	任意に括った範囲の地図を表示できる。
3	名寄せ検索	所有者、宛名の情報を入力し、対象の位置を地図表示できる。 また、所有する土地及び家屋の一覧から選択表示できる。
4	路線検索	路線番号を入力し、対象路線の位置を地図表示できる。
5	標準宅地検索	標準宅地の一覧等から検索し、位置を地図表示できる。
6	状類検索	用途、状類から対象の位置を地図表示できる。
7	住宅地図検索	住宅地図の住所、表札等から対象の位置を地図表示できる。
8	地価公示・地価調査検索	地価公示、都道府県地価調査地の一覧等から検索し、位置を地図表示できる。
9	履歴検索	1件以上の検索履歴を表示し、検索履歴より対象の位置を地図表示できる。
10	検索項目追加	検索項目を管理(追加・編集・削除)できる。
11	土地台帳検索	土地台帳の情報を検索し、対象土地の位置を地図表示できる。
12	家屋台帳検索	家屋台帳の情報を検索し、対象家屋の位置を地図表示できる。
13	空間検索	対象領域を指定し、領域内に含まれた地物の属性情報を表示できる。
14	属性検索	検索条件を設定して属性を検索し、表示できる。
15	属性照会	属性一覧上で選択された属性情報を表示できる。
16	属性個別表示	地物を指定し、対象地物の属性情報を表示できる。
17	強調表示	検索された属性情報に対応する地物を強調表示できる。
18	レイヤ属性表示	検索されたレイヤの属性を表示できる。
(2) 地図操作		
1	移動	スクロールやドラッグ等により全方向に移動できる。
2	定率移動	任意の方向に一定割合で移動できる。
3	指定位置中心表示	ダブルクリックした点を画面の中心に移動できる。
4	拡大／縮小	地図等を拡大・縮小表示できる。
5	縮尺指定	縮尺を任意の縮尺に指定して表示できる。
6	定率拡大縮小	縮尺を一定割合で拡大・縮小表示できる。
7	スケールバー表示	表示中の地図縮尺に対応したスケールバーを表示できる。
8	回転	地図等を回転表示できる。
9	索引図表示	索引図は複数種類を設定、表示できる。
10	索引図同期	メインの地図と同期して索引図の表示も移動できる。
11	全域表示	地図の全域を表示できる。
12	多画面表示	複数の地図画面を同時に表示できる。
13	多画面同期	地図の場所移動に同期し、他の地図画面も表示移動できる。
14	レイヤ表示・非表示	レイヤのリストと凡例を表示し、チェックボックス等でレイヤの表示・非表示が切替えられる。
15	レイヤ順番変更	画面に表示しているレイヤの順番を変更できる。
16	レイヤ透過設定	画面に表示しているレイヤを透過表示し、透過率が設定できる。

	機 能	要件内容
17	スキャン画像透過	地積測量図、建確概要書の配置図、位置指定道路図などのスキャン画像を地物に重ねて透過表示できる。
(3)	レイヤ管理	
1	レイヤ登録	レイヤ名、データソース名、属性の種類等を指定し、レイヤが設定・登録できる。
2	アクセス権設定	レイヤに対して、編集・印刷・出力の権限が設定できる。
3	スタイル設定	単一の線種、線色、塗りつぶし色等の表現設定ができる。
4	スタイル表示	属性ごとにスタイルを設定してレイヤを表示できる。
5	ラベル設定	単一の文字種、文字色等のラベル設定ができる。
6	ラベル表示	属性ごとにラベルを設定してレイヤを表示できる。
7	主題図管理	レイヤ等の属性を指定して、カテゴリ、数値分類等で主題図を作成し、管理することができる。
8	グループ管理	複数のレイヤをグループとして登録・管理できる。
9	複数情報管理	システムに追加されているレイヤ情報(図式情報、表示非表示状態)や 表示縮尺、中心座標等を登録・管理する。
10	初期表示	ログイン時に指定したレイヤ等情報を自動的に読み込むことができる。
(4)	出力	
1	印刷	地図を印刷できる。
2	プレビュー	印刷イメージをプレビューでき、プレビュー表示しながら地図を移動・拡大縮小できる。
3	縮尺指定	任意の縮尺で印刷できる。
4	図郭指定	図郭を指定して印刷できる。
5	印刷レイアウト	印刷書式・レイアウトの設定ができる。
6	整飾	印刷する地図にタイトル、方位シンボル、スケールバー等の装飾を設定できる。
7	複数配置	ひとつの印刷レイアウトに、複数の地図範囲を配置し、印刷できる。
8	分割指定	設定範囲を印刷サイズ指定等により、分割して印刷できる。
9	業務選択	設定済みの情報により、レイヤ・縮尺・整飾等を固定して印刷できる。
10	PDF出力	印刷可能なものはすべてPDF化できる。
11	画像出力	表示中の地図画面を画像ファイル形式で出力できる。
12	CSV出力	管理される属性情報をCSVファイル形式で出力できる。
13	Shape出力	管理される図形等情報をShapeファイル形式で出力できる。
(5)	地図計測	
1	距離計測	任意の点間の距離を計測できる。
2	面積計測	任意の多角形の面積と周長を計測できる。
3	図形計測	レイヤ等の図形自体を計測できる。
4	円計測	指定した円の面積と周長を計測できる。
5	角度計測	任意の線間の角度を計測できる。
6	スナップ	指定したレイヤの図形に対してスナップしながら計測できる。
7	集計	計測した結果を集計できる。
(6)	地図編集	
1	図形編集	ポイント・ライン・ポリゴン図形を作図・編集できる。
2	編集操作	編集した図形を回転、拡大・縮小等操作できる。

	機 能	要件内容
3	スナップ	指定したレイヤの図形に対してスナップしながら編集できる。
4	補助点入力	図形入力時の補助となる点を座標を指定して入力できる。
5	補助点入力	交点、延長等による補助点の入力ができる。
6	分割	図形を分割できる。
7	結合	2つの図形を合成できる。
8	切り取り	選択した図形を、マウス操作した図形で切り取りできる。
9	メモ表示	任意の文字列を、地図上に吹き出し等でわかりやすく表示設定できる。
10	レイヤ保存	作図・編集した図形をレイヤに保存できる。
11	ファイル保存	作図・編集した図形をファイルに保存できる。
(7) 台帳等管理		
1	属性参照	土地、家屋、状類、標準宅地、路線、その他の属性情報を台帳として出力できる。
2	台帳表示	所在地検索等により表示した地図と連携して台帳情報が表示できる。
3	属性抽出	属性情報の条件を設定して出力できる。
4	備考情報	建築確認、農地転用、問合せ対応等あらゆる情報について、記事を追加・編集し表示ができる。
5	登記情報(土地)	土地に関する表題部・権利部における登記情報(要約書、登記済通知)が管理できる。
6	登記情報(家屋)	家屋に関する表題部・権利部等における登記情報(要約書、登記済通知)が管理できる。
(8) 土地機能		
1	分筆	筆を分筆できる。
2	合筆	筆を合筆できる。
3	土地追加	新しく筆を入力できる。
4	土地編集	選択した図形の位置や形状を編集できる。
(9) 家屋機能		
1	家屋追加	家屋形状を入力できる。
2	家屋編集	選択した図形の位置や形状を編集できる。
3	分棟	既存の家屋形状を分棟できる。
4	合棟	分割した家屋形状を合棟できる。
5	記号管理	家屋に係る記号を管理できる。
(10) 画地機能		
1	画地認定	土地を選択して画地を認定できる。
2	画地作図	マウス操作の作図により画地形状を入力して認定できる。
3	画地地積	画地計測に用いる地積は、登記地積や地図情報から取得した地積などから選択できる。
4	画地計測	固定資産評価基準等に基づき、路線、間口等を指定し、設定された補正情報等により画地計測できる。
5	評点数算出	画地認定・計測により評点数を算出できる。
6	評価分割	1筆の土地を利用状況等により分割(課税上分筆)できる。
7	評価統合	評価分割された土地を統合できる。
8	画地支援	測量図等の座標値を用いて土地の形状を仮作成でき、作成した土地形状で画地計測できる。
9	間口計測	間口箇所を2点間指示することで計測できる。また、2点間ではなく辺に沿った計測の場合は、2点を連続して結ぶ辺を選択し計測ができること。なお、隅切点は自動生成も可能であること。

	機 能	要件内容
10	奥行計測	任意の点指定、図形上の間口より最奥の距離、間口からの垂線の距離など計測ができる。
11	想定整形地生成	間口に併せて想定整形地を自動生成、想定整形間口・奥行を自動計測できる。想定整形地の生成については、間口に平行に生成する場合と蔭地割合が最も小さくなるよう計測する方法のパターンを選択できるなど柔軟性があること。
12	無道路計測	無道路地における近い奥行、遠い奥行を計測できる。
13	補正率表示	画地計測結果によって得られた補正率が表示できる。
14	計測結果管理	計測結果を一覧等で表示でき、結果等の情報について手動で編集可能であること。また画地計測結果(補正値も含む)と図面を併せた調書としても出力管理できること。
15	所要の補正管理	所要の補正に係る管理(カテゴリの設定、面積割合の取得等)が可能であり、これに基づく補正値等の算定ができる。
16	住宅用地算定	住宅用地特例の面積を戸数入力にて算定できる。面積の計算は専用住宅、併用住宅、非住宅の区分によって案分計算されること。
(11) 路線機能		
1	路線検索	用途地区、状類、路線番号、比準表分類等の属性情報ごとに検索できる。
2	属性参照	路線の要因、比準率等についての属性情報を台帳として出力できる。
3	路線価算定	路線の要因、比準率等についての属性情報を編集し、最寄の駅までの距離を計測することで、路線価算定のシミュレーションができる。また、状況類似単位など複数路線を一括で算定できる。
4	路線新設	路線を新設できる。
5	路線情報入力	固定資産用途、路線価等を入力できる。
6	路線形状編集	選択した路線の位置や形状を編集できる。
(12) 情報連携		
1	登記情報取込	法務局から提供される要約書、登記済通知等を取り込むことができる。
2	土地登記情報連携 (表題部)	取り込んだ登記済通知をもとに、土地の表題に係る登記の異動情報を基幹システムへ転送できる。
3	土地登記情報連携 (権利部)	取り込んだ登記済通知をもとに、土地の権利に係る登記の異動情報を基幹システムへ転送できる。
4	家屋登記情報連携 (権利部)	取り込んだ登記済通知をもとに、家屋の権利に係る登記の異動情報を基幹システムへ転送できる。
5	土地評価情報連携	土地台帳に係る画地等評価情報を基幹システムへ転送できる。
6	台帳情報取込	基幹システムから出力した課税台帳や計算過程に係る必要情報を取り込むことができる。
7	宛名情報取込	基幹システムで登録又は変更した宛名情報を取り込むことができる。 更新は全件又は差分のどちらも可能であること。
8	家屋外形取込	家屋評価システムで作成した家屋外形(外周又は屋根形状)を取り込み、レイヤ等の管理ができる。※CAD、INFファイルの取り込みを基本とする
9	家屋調査表取込	家屋評価システムで作成した家屋調査表を取り込み、管理できる。 ※CAD、INFファイルの取り込みを基本とする
10	家屋計算書取込	家屋評価システムで作成した家屋計算書を取り込み、管理できる。 ※CAD、INFファイルの取り込みを基本とする
11	家屋台帳情報取込	基幹システムより得た滅失情報に基づき、滅失家屋を判別表示できる。
12	家屋台帳情報取込	基幹システムより得た滅失情報に基づき、当該家屋の属性、外形等一切の情報を自動削除できる。
13	転送前チェック	基幹システムへ転送する際に、対象データのエラーチェックができる。
14	転送後チェック	基幹システムへ転送した後、対象データの転送状況や結果の確認ができる。
15	取込前チェック	本システムへ取り込む際に、対象データのエラーチェックができる。
16	取込後チェック	本システムへ取り込み後、対象データの処理状況や取り込み結果が確認できる。
17	連携中断・中止	連携するデータに不整合等がある場合はエラーとして中断・中止できる。
18	取込・転送情報出力	取り込み・転送したデータを一覧で出力できる。
19	履歴管理	取り込み・転送する際は、更新前情報を履歴管理できる。
(13) 支援機能		
1	評価フロー	評価の流れを汲んでフローチャート形式による操作ができる。その際、選択した項目によって次の選択できる項目を制限できる。

	機 能	要件内容
2	入力チェック	台帳修正や評価情報の変更等重要な異動処理に際し、各種エラーチェックが可能であり、項目に応じて入力時にエラーとするものや保存時にエラーとするもの等を適宜設定できる。
3	評価補正更新	基幹システムで補正項目のコードが追加された場合等に、既存補正項目や係数の追加等を職員の操作でできる。
4	評価シミュレーション	画地計測、補正算出等の結果に基づく評価額のシミュレーションができる。
5	災害対応	調査表、調査地点の入力・管理ができる。
6	災害対応	罹災証明の発行・管理ができる。
(14) ファイリング		
1	ファイル管理	画像、PDF等複数のファイルをユーザーの操作により登録又は削除できる。
2	ファイル検索	ファイリング情報を所在やその他の検索キー又は地図から検索し表示できる。
3	ファイル印刷	ファイリング情報を印刷できる。
(15) セキュリティ		
1	ユーザー認証	ユーザーID及びパスワードによる認証ができる。
2	パスワード管理	ユーザーごとにパスワードの変更ができる。
3	利用権限	レイヤ、データベース、利用機能をグループ又はユーザー単位で権限設定できる。
4	アクセスログ	アクセスログ(操作者、時刻、内容、端末等)等の取得ができる。
(16) その他		
1	ポータル	ユーザーに知らせるべき情報を表示、編集できる。
2	ヘルプ	オンラインマニュアル等ヘルプ情報を参照できる。

加須市固定資産管理システムのサービス提供に関するサービスレベル（SLA）

（1）パスコ GIS 自治体クラウド SLA

近年のクラウドコンピューティングの普及に伴い、各種サービスの導入にあたって、運用時におけるサービス品質を確保する上で、SLA を締結する例が一般的になっています。本業務で提供するパスコ GIS 自治体クラウドサービスでは、運用条件を明確化し、自治体様に安心してご利用いただける体制を構築します。弊社が提案する標準的な SLA は以下の通りです。詳細については、契約の際にご担当者様との協議の上、決定します。

項目	サービス要件内容	サービス目標	未達時の措置
1.サービス基本特性について			
1.1サービスの変更・終了			
	サービスの変更時の事前告知	・サービスの変更時は、3ヶ月前までに告知し、変更の1ヶ月前までにテストサイトでの検証期間を設定する。	3ヶ月以内の告知の場合該当月利用料減額5%
2.サービス品質			
2.1サービス稼働設定値			
	サービス提供時間	・24時間365日 ・メンテナンスに伴う計画停止を行う場合があります。 ・計画停止のための事前告知は2週間前までに通知する。	弊社起因による停止時 サービス稼働率にて判定
	メンテナンス等	・サービス停止をともなうような緊急メンテナンスの場合は、原則業務時間帯以外に限定する。	日中時間帯（午前8時より午後8時まで）に停止する場合1回あたり該当月利用料減額5%
	サービス稼働率の目標値	・99.9%（月間）　・99.95%（年間） （メンテナンスにともなう計画停止時間及び弊社起因によらない事由については算定対象から除外）	年間稼働率0.01%低下時ないしは月間稼働率0.1%低下時該当期間利用料減額5%
	連続停止時間	・障害等によるサービス停止時間は連続して12時間以内 （弊社起因によらない事由については算定対象から除外）	連続停止12時間を超過時1回あたり該当月利用料減額5%
2.2障害等重大事項に関するシステム管理者からの問い合わせ対応			
	障害時の対応	・休日・深夜を含め24時間365日の障害復旧体制を構築 ・障害検知時から復旧までの時間は、原則1時間以内、最長12時間以内	稼働率等の低下により判定と併せて連続停止12時間を超え12時間毎に該当月利用料減額5%
		・不正アクセス、障害検知時からシステム管理者宛に障害発生を通知するまでの時間（一次報告期間）は原則1時間以内、最長3時間以内 ・障害検知時からシステム管理者宛に経過連絡としての2次連絡を通知するまでの時間は3時間以内	各連絡が目標時間より遅れた場合1回あたり該当月利用料減額5%
3.ヘルプデスク　努力目標として以下のサービスレベルを規定する。			
	ヘルプデスクの対応範囲	・システムの操作方法など、システム利用ユーザからの問い合わせ窓口	
	営業時間	・月～金曜日（別途定める休業日および年末年始（12月29日～1月4日）を除く）の午前8:30時～午後6時 ・稼動目標値:99.9%	月次の報告にて遵守状況が未達であった場合、改善案を提示
	営業時間外の対応	営業時間外の問い合わせに対しては翌営業日内に対応	同上
	コールバックまでの時間	・初回の電話で回答できなかった場合、コールバックまでに要する時間 平均1時間以内、最長1営業日以内 （内容により事前に遅延の了解を得た場合は除く）	同上
	問題解決時間	・90%以上（1営業日以内） （内容により事前に遅延の了解を得た場合は除く）	同上
4.データ管理体制			
4.1データバックアップ対策			
	バックアップ実施間隔及び世代数	・データベースサーバはミラーサーバにより常時同期 ・日次でのバックアップストレージへのバックアップを実施 ・3世代前までのバックアップを保存 ・データ破損時のリカバリー期間は1日以内	データ破損時のリカバリーポイントが1日以上経過した場合1日あたり該当月利用料減額5%
4.2データ管理体制			
	データの信頼性に関する事項	・提供された地図データに破損、改変等が無く管理・公開	間違ったデータの公開期間が1日あたり該当月利用料減額5%
	使用履歴	・ログイン履歴、操作履歴のデータベースへの保管期間は1年間	合意のうえ削除した場合および契約終了後は除く
5.ハードウェア、アプリケーション等について			
5.1性能			
	応答時間遵守率	・実効10Mbps以上の接続回線において、オンライン応答時間が3秒以内の遵守率は90%以上 ・ただし、地図ウィンドウの初期立ち上げ時は10秒以内	IDC内において、年間4回平日午後2時にて計測ツールにより100回操作して計測し遵守率10%以上低下あたり該当月利用料減額5%
6.セキュリティ			
6.1死活および障害監視			

	死活監視および障害監視	・アプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ、通信機器に対して死活監視を実施。 ・ハードウェア、ネットワーク、各機器のパフォーマンス、メモリ空き容量等に対して障害監視を実施。 ・監視間隔は5分毎とする。	稼働率等の低下により判定
6.2ウィルス対策・ハッキング対策			
	ウィルス対策	・ウィルス対策の実施 ・パターンファイルの配信後、最短で2時間、最長で25時間以内に適用	ウィルス発生時、対応完了までサービス停止。利用料の減額は稼働率等の低下に準ずる。
6.3セキュリティパッチ管理			
	セキュリティパッチの適用	・パッチ配信後、2営業日以内に適応の判断を行い、適用が必要と判断した場合は速やかに適用。	本件に起因する要因にてセキュリティ事故を発生させた場合は対応完了までサービス停止。利用料の減額は稼働率等の低下に準ずる。
7.ハウジング			
7.1施設建物			
	免震又は耐震構造の有無	・耐震ないしは免震構造となっており、耐(免)震性能は加速度:818gal以上(震度7程度)	左記の通り
7.2非常用電源設備			
	ア　無停電電源装置の有無	・無停電電源装置完備 ・性能は電力供給時間約5分	停電時のサービス停止は、稼働率等の低下により判定
	イ　非常用電源	・自家発電機が設置済みで自動起動装置完備 ・連続稼働時間48時間以上の無給油稼働	
7.3ネットワーク			
	接続回線	・内部ネットワークは全て冗長構成とする。	利用料の減額は稼働率等の低下に準ずる。
7.4セキュリティ対策			
	建物の入退室の監視	・建物の入退出監視を実施 ・入退室履歴の保存を実施	本件に起因する要因にてセキュリティ事故を発生させた場合は対応完了までサービス停止。利用料の減額は稼働率等の低下に準ずる。

（2）SLA の報告

SLA の遵守状況を、毎月、サービスレベル提供報告書において報告します。

各項目について適否判断、未達時においては、その内容等に関して一覧表形式にてとりまとめます。性能条件等の適否判断に必要となる根拠資料として、各種性能検査を行った際の検査結果の報告書も併せて提出します。

（3）未達時の措置

SLA の目標に対して未達の場合においての対応方法は以下の通りとします。

① 未達事項が発生した場合は、直ちにその内容をシステム管理者宛に連絡するものとします。

② 未達事項についての状況、原因等を「障害報告書」ないしは「SLA 未達報告書」としてとりまとめます。また、併せて業務の改善策等をとりまとめた「業務改善計画書」を作成し、未達事項の発生より 5 開庁日以内に○○市様宛に提出します。

③ 上記各報告書に基づき、ただちに使用する設備および業務方法の改善を行います。

④ 発生した未達事項のうち、その後の改善方針の見通しが立たない場合においては、改善策が講じられるまでサービスの停止を行い、その期間中の稼働率の算定基準に準じて減額します。なお、未達事項が改善された場合は、○○市様の承認を経た上で、サービスを再開するものとします。

⑤ PasCAL for LGWAN 月利用料の減額に関し、適用する場合は上表のとおりとなります。それぞれの未達時事案に関する減額すべき金額を、運用期間を通じて加算して、運用期間満了時に精算するものとします。

（4）SLA の見直しについて

本 SLA について運用上問題が発生した場合は、随時見直しを行います。

写

加須市個人情報保護に係る事務処理についての諮問書

加業発第１０２号
令和３年７月７日

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会会長　様

加須市長　大　橋　良

個人情報保護に係る事務処理に関し、加須市個人情報保護条例第９条の規定により、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1　個人情報保護に係る事務処理の区分
　コンピュータの外部接続による個人情報を外部提供することについての諮問

2　諮問内容
　市の業務には、特定の時期に膨大な定型作業が発生するものがあり、時間外勤務や生産性低下の一因となっています。こうした定型作業の効率化を図るため、「AI-OCR」と称するデジタル技術の導入について、令和３年８月を目途に準備を進めているところです。
　ついては、「AI-OCR」の利用に当たっては、当該技術がサービスとして通信回線を介して提供されることから、市と事業者のコンピュータシステムを接続する必要があるため、加須市個人保護条例第９条第１項の規定に基づき、審議会の意見を聴くものです。

3　所管課
　総合政策部　業務改善課

1　コンピュータの外部接続による個人情報を外部提供することについての諮問（第９条関係）
所管課：業務改善課

業務委託等の内容	利用契約の開始年月日	取り扱う個人情報	個人情報保護措置
・AI-OCR 利用 ＜利用サービスの内容＞ 申請書等の画像データから手書き文字等を認識し、文字データに変換するもの ＜導入方法＞ 埼玉県内自治体による共同利用 ＜サービス提供元＞ 株式会社日立システムズ 関東甲信越支社 営業本部　第一営業部 部長　松岡　智広	令和３年 ８月	住民情報システム等で保有する次の事項 ・住所 ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・所得情報　等	・外部接続には行政専用の通信回線（LGWAN）を使用して接続 ・個人情報の第三者への開示禁止、個人情報の保護に関する法律等の遵守、情報セキュリティ対策の確保に関する事項を仕様書に明記

AI-OCRについて

1　AI-OCRとは

スキャナなどを使い、印刷された文字や紙に書かれた手書き文字を読みとり、テキストデータへと変換する従来のOCR（光学文字認識）技術に、AI（人工知能）技術を組み合わせ、前後の文字や学習データから文字を連想し、手書きの読み取りづらい文字の認識を可能とすることで高い精度でデータ変換を可能とするデジタル技術のこと。

No.	業務名	処理枚数（年間）	1枚あたりの文字データ化項目数	文字データ化項目総数（年間）
1	前立腺がん検診票結果入力	1,742	10	17,420
2	肺がん検診票結果入力	2,166	20	43,320
3	肺結核検診票結果入力	81	20	1,620
4	胃内視鏡検診票結果入力	472	20	9,440
5	大腸がん検診票結果入力	5,981	20	119,620
6	子宮頸がん検診票結果入力	425	20	8,500
7	歯科検診結果入力	408	50	20,400
8	口座振替依頼書の登録	2,000	10	20,000
合計		13,275	170	240,320

3　サービス提供業者

商　　号：株式会社日立システムズ　関東甲信越支社（さいたま市）

設　　立：昭和37年10月

主　要　業　務：システム構築、システム運用・監視・保守、ネットワークサービス、情報関連機器・ソフトウェアの販売と開発

取得許可及び認可：

○プライバシーマーク

個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者であることを評価

○ISO 27001

情報セキュリティマネジメントシステムに関する規格

○ISO 27017

クラウドサービスに関する情報セキュリティ管理策のガイドライン規格

4　導入方法

利用コスト削減、自治体間の情報交換・共有の視点から、埼玉県内自治体による共同利用型

5　サービス利用構成図

6　個人情報保護措置

○通信経路

・市は、サービスの利用に当たり、インターネットを介すことなく、行政専用の閉域的な通信回線（LGWAN）を用いて、サービス提供業者の用意する機器（サーバ）に接続する

・サービス提供業者は、サービスの維持管理に当たり、データセンターと保守等拠点とを結ぶ通信回線を、閉域的な回線により接続する

○アクセス制御

・データセンターに設置するサーバへの不正アクセス対策として、ファイアウォールを介した堅牢なアクセス制御を行う

○その他

・個人情報の第三者への開示禁止、個人情報の保護に関する法律等の遵守、情報セキュリティ対策の確保に関する事項を仕様書に明記

契約No.　　－　　－

ＡＩ-ＯＣＲ ＬＧＷＡＮ-ＡＳＰサービス契約書

加須市（以下「甲」という。）と株式会社日立システムズ（以下「乙」という。）は、乙が甲に対して提供するSaaSサービス（以下「本件サービス」という。）に関し、次の要綱及び契約条項のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

要　　綱

１．「本件サービス」の概要：LGWAN-ASPサービスとして、お客様がご用意された帳票イメージファイルをAI-OCRが読み取り、CSVデータとして出力できるサービスを提供します。

２．「本件サービス」の内訳：別紙１「本件サービス内訳書」のとおりとします。

３．サービス料金等

３．１　本件サービス料金等

本件サービス料金	（月額）：	円
消費税及び地方消費税	（月額）：	円
合　　計	（月額）：	円

・本件サービス料金（月額）には、本件サービス内訳書記載の従量制のサービス商品に係るサービス料金は含まれておりません。

・本件サービスにおいて提供するサービス料金体系は、別紙３のとおりとします。

・税率その他の事由により消費税及び地方消費税の算定方法及び記載されている額に変更が生じた場合、消費税及び地方消費税の額は、消費税法、地方税法その他の法律の定めに従い変更されるものとします。

４．サービス利用期間

契約日から令和４年３月３１日まで

ただし、サービス提供期間は令和３年８月１日から令和４年３月３１日とします。

５．支払条件

５．１　本件サービス料金等：当月サービス料翌月末日現金支払い

本契約成立の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有します。

２０２１年8月１日

埼玉県加須市三俣二丁目１番地１
甲　加須市
加須市長　　大　橋　良　一

埼玉県さいたま市大宮区仲町２－７５
乙　株式会社日立システムズ　関東甲信越支社
営業本部　第一営業部　部長　松岡　智広

契 約 条 項

第１章　総　　則

（本契約の趣旨）

第１条　乙は、甲に対し、本契約に定める条件に基づいて、本件サービスを提供し、これに対し、甲は、対価を支払うものとします。

２．本件サービスは、単数又は複数のサービス商品から構成され、サービス商品の構成は別紙１「本件サービス内訳書」（以下「本件内訳書」という。）に記載のとおりとします。

３．各サービス商品の詳細は、本契約に添付されるサービス仕様書（以下「本件サービス仕様書」という。）において定めるものとします。本契約の定めと本件サービス仕様書の定めが抵触する場合、本件サービス仕様書の定めが優先して適用されるものとします。

（定　　義）

第２条　本契約における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

（１）本件サービスの利用とは、甲が、クライアントにおいて、サービス商品の提供する機能を利用することをいうものとします。

（２）サーバとは、乙が本件サービスを提供するために使用するサーバソフトがインストールされている電子計算機であって、乙又は第３３条所定の第三者が管理するものをいうものとします。

（３）サーバソフトとは、乙が本件サービスを提供するためにサーバにインストールし、実行し、甲にアクセス回線を通じて接続させ、利用させる乙又は第三者が権利を有するコンピュータプログラムをいうものとします。

（４）サーバデータとは、甲がサーバに記録したデータ及び当該データのサーバソフトによる処理結果をいうものとします。

（５）サーバネットワークとは、乙が本件サービスの用に供するサーバその他のハード、サーバソフト、サーバデータ等を保管する施設内に設置されている電気通信回線をいうものとします。

（６）クライアントとは、本件サービス仕様書所定の条件を満たす甲が管理する電子計算機であって、甲が本件サービスを利用するために使用するものをいうものとします。

（７）アクセス回線とは、総合行政ネットワーク（略称：LGWAN（Local Government Wide Area Network））をいうものとします。

（遂行責任者の選任）

第３条　甲及び乙は、本契約の履行に関する責任者（以下「遂行責任者」という。）を選任し、書面により相手方に通知するものとし、本契約の履行に関する相手方との通知の授受を、原則として、遂行責任者を通じて書面で行うものとします。

２．甲及び乙は、遂行責任者を変更する場合、書面により相手方に通知するものとします。

第２章　本件サービスの利用条件等

（本件サービスの利用条件）

第４条　甲は、本契約において乙が認めた利用範囲内で、自らの業務のために、本件サービスを利用することができるものとします。本件サービスの利用可能時間その他の利用条件等の詳細については、本件サービス仕様書において定めるものとします。

２．本契約において乙が認めた利用範囲内で、甲が本件サービスを利用していることを確認するため、乙は必要な調査を行うことができるものとし、甲はこれに応ずるものとします。

３．本契約に定めのないサービスの提供を希望する場合、甲は乙と協議の上、別途契約を締結するものとします。

（初期設定サービス）

第５条　本件サービスの利用に先立ち、甲は、乙に対し、サーバその他の環境設定サービス（以下「初期設定サービス」という。）を委託するものとします。初期設定サービスに関する詳細は、本件内訳書及び本件サービス仕様書において定めるものとします。

２．初期設定サービスには、別紙２「初期設定サービス条項」の定め及び本契約の定め（ただし、その性質上、初期設定サービスに適用が困難な条項を除く。）が適用されるものとします。なお、当該別紙の定めと本契約の定めが抵触した場合、当該別紙の定めが優先して適用されるものとします。

（サポート・サービス）

第６条 甲が本件サービスを利用するに際し、乙は、本件サービス仕様書に定めるサポート・サービスを提供するものとします。

２．本件サービス仕様書において有償で提供する旨定められているサポート・サービスについては、甲乙協議の上、甲が当該サポート・サービスを利用する旨確定した場合に限り、乙は甲に対し当該サポート・サービスを提供するものとします。

（クライアント）

第７条　甲は、自らの責任及び負担において、本件サービス仕様書所定の条件を満たすクライアントを調達し、本件サービス仕様書記載の内容に従い、本件サービスを利用するために必要な設定を行うものとします。この設定に関する業務を委託する場合には、甲乙別途契約を締結するものとします。

（アクセス回線）

第８条　本件サービスの利用に際し、甲は、自らの責任及び負担において、本件サービス仕様書所定の条件を満たすアクセス回線を利用するものとします。甲が、乙に対し、アクセス回線の提供を委託する場合には、甲乙別途契約を締結するものとします。

（禁止事項）

第９条　甲は、本件サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。

（１）乙が書面により承諾した場合を除き、有償又は無償を問わず、本件サービスを甲の職員以外の者に利用させること

（２）本件サービスの仕様、画面構成、画面キャプチャ、計測結果等を甲の職員以外の者に開示又は漏洩すること

（３）本件サービスを法令又は公序良俗に反する目的で利用すること

（４）犯罪的行為、犯罪的行為に結び付く行為又はそのおそれのある行為をすること

（５）サーバソフト等の著作権その他の知的財産権を侵害すること

（６）その他法令に違反する、または違反するおそれのある行為をすること

（７）乙の本件サービスの運営に支障を及ぼす行為又はそのおそれがある行為をすること

（８）その他、乙が不適切と判断する行為をすること

（不適正情報の削除）

第１０条　乙は、甲が本件サービスに登録又は提供した情報が、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、甲に通知することなく、当該情報を削除することができるものとします。ただし、乙は、当該情報に関する削除義務を負うものではありません。

（１）前条第２号乃至第８号のいずれかに該当する情報

（２）その他乙が合理的理由により削除の必要があると判断した情報

2．本条の規定に従い前項各号所定の情報を削除したこと、又は当該情報を削除しなかったことにより甲に発生した損害について、乙は一切の責任を負いません。

（ＩＤ等の管理責任）

第１１条　甲は、乙から本件サービスを利用するために必要なＩＤ及びパスワード（以下「ＩＤ等」という。）の発行を受けた場合、甲は、本件サービスを利用するためにのみ当該ＩＤ等を使用するもとし、当該ＩＤ等が第三者（本件サービスを利用する権限のない甲の従業員を含む。以下、本条において同じ。）に開示又は漏洩することがないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

2．甲の責めに帰すべき事由により、ＩＤ等が第三者に開示または漏洩し、当該第三者がＩＤ等を用いて、本件サービスを利用した場合、甲による利用とみなすものとします。

3．前項の第三者による利用に関し、甲に損害が生じた場合であっても、乙は、一切の賠償責任を負わないものとします。

（秘密情報の取扱い）

第１２条 甲及び乙は、相手から開示された秘密情報を、次の各号の定めに従い取り扱うものとします。

（1）善良なる管理者の注意をもって秘密に保持すものとし、開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者（第３３条の定めに基づき乙が本件サービスの遂行を委託する第三者を除きます。）に開示しないこと

（2）本契約の目的の範囲内でのみ使用、複製又は改変すること

（3）本契約が終了した場合又は開示者から書面にて要求を受けた場合、速やかに開示者に返却し、又は自らの責任で消却すること（秘密情報が化体された有体物並びに秘密情報の複製物及び改変物も同様とします。）

2．本契約において秘密情報とは、開示者が、受領者に対して次の各号に定める方法で秘密と指定し、開示した情報をいうものとします。

（1）有体物（電子データを記録した記録媒体を含みます。）で提供する場合、その表面上に甲は、「Kazo City Confidential」、乙は、「Hitachi Systems Confidential」と表示して受領者に提供する方法

（2）電子データで提供する場合、前号に定める表示が当該電子データを可読化した際に表示されるように当該電子データへ記録し、受領者に提供する方法

（3）口頭、映像その他前２号に定める以外の方法で開示する場合、開示の際、当該情報が秘密情報である旨を受領者に告げ、当該開示後１４日以内に、前２号に定めるいずれかの方法により受領者に提供する方法

3．前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外するものとします。

（1）開示者から開示される前に既に受領者が保有していた情報

（2）秘密情報によることなく、受領者が独自に開発した情報

（3）公知の情報

（4）受領者が秘密保持に係る義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

4．本条第１項の定めにかかわらず、受領者は、法令等に基づき、秘密情報の開示を義務付けられた場合、当該義務の範囲で秘密情報を開示することができるものとします。ただし、当該開示を行うに当たっては、必要最小限の範囲で開示するものとし、事前に（緊急止むを得ない場合には、事後速やかに）開示者に対して当該開示について通知するものとします。

5．本条第１項（ただし、第３号を除きます。）、第３項及び前項の定めは、秘密情報ごとに、受領者が開示者から当該秘密情報を受領した日より１年間適用されるものとします。

（第三者ソフトの利用）

第１３条　乙がサーバソフトとして乙以外の者が権利を有するソフト（以下「第三者ソフト」という。）を使用する場合であって、別途、甲乙間で、使用許諾契約等の締結が必要な場合、甲及び乙は、第三者ソフトをサーバソフトとして使用するために必要な措置を講ずるものとします。

（本件サービスの回復及び再開時の措置）

第１４条　本件サービスの全部又は一部が停止し、乙が甲に対し、その再開のために必要な協力を求めた場合、甲は速やかにこれに応ずるものとします。

第３章　料金及び支払方法

（サービス料金）

第１５条　本件サービスの料金（以下「本件サービス料金」という。）は、甲が利用するサービス商品に応じ、本件内訳書に基づき算定するものとします。

２．甲は、本件サービス料金並びに消費税及び地方消費税（以下「本件サービス料金等」という。）の支払については、要綱記載の支払条件に従い、乙に支払うものとします。

３．要綱記載の本件サービス料金に「月額」と記載されているサービス料金に関しては、暦月ごとに発生するものとします。

４．本件サービスのうち従量制のサービス料金として本件内訳書にて特定されるサービス商品については、請求の対象となる各月において提供したサービスの量に一定の単価を乗じる方法によりサービス料金を算出するものとします。

（サービス料金不払時の措置）

第１６条　正当な理由を記載した文書による申し出をすることなく、要綱記載の支払条件に定める支払期日までに、甲が本件サービス料金等を支払わなかった場合、乙は甲に対して、事前に通知した上で、本件サービスの全部又は一部を停止することができるものとします。

２．甲が乙に対し、所定の支払期日までに本件サービス料金等を支払わなかった場合、甲は乙に対し、年利２．５％の割合で遅延損害金を支払うものとします。

（サービス料金の変更）

第１７条　経済情勢、公租公課等の変動により本件サービス料金等が不相当となり変更の必要が生じたときは、第２７条所定の最低利用期間内といえども甲乙双方協議のうえ、第３６条に従い本件サービス料金を変更することができるものとします。

２．本件サービス料金が暦月の途中で変更された場合、変更された本件サービス料金は、翌月の初日から適用されるものとします。

第４章　責任の制限

（防御措置）

第１８条　乙は、第三者によるサーバデータの毀棄又は改変、サーバへの不正な接続等を防御するため、サーバ等に本件サービス仕様書所定の防御措置を講ずるものとします。

２．前項に基づく防御措置により防御できない方法を用いて第三者がサーバに接続等を行ったことによりサーバデータの全部又は一部が消失した場合は、乙は、本件サービス仕様書所定のサーバデータのバックアップ業務の範囲内において、当該サーバデータの復旧に努めるものとします。

（保守等による本件サービスの一時停止）

第１９条　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、２週間前までに甲の遂行責任者へ情報共有ポータルによって通知することにより、本件サービスの全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。ただ

し、緊急かつやむを得ないと乙が判断した場合は、事前に甲に通知することなく、本件サービスの全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。

（1）本件サービスの提供に必要な設備等に対し保守、工事、障害の対策等の実施が必要なとき

（2）電気通信事業者が電気通信役務の提供を中止するとき

（3）その他乙が必要と認めたとき

2．前項の定めに基づき、乙が本件サービスの全部又は一部を一時的に停止した場合において、当該一時停止の原因が解決又は終了したと乙が判断したときは、乙は、本件サービスの再開に必要な措置を直ちに講ずるものとします。

（不可抗力による本件サービスの停止）

第２０条　天災地変その他の不可抗力並びにサーバで稼働する乙の製造に係らないソフトの故障・動作不良その他の不具合等により本件サービスの全部又は一部が停止した場合、乙は本件サービスの停止後遅滞なく甲に情報ポータルにより通知するものとし、可能な限り本件サービスの復旧に努めるものとします。

（利用不能）

第２１条　前２条に定める場合によらず、乙の責めに帰すべき事由により本件サービスの全部又は一部が停止した場合、乙は甲に対し、直ちにその理由について通知するとともに、本件サービスの復旧に必要な措置を速やかに講ずるものとします。また、この停止により甲に損害が生じた場合には、甲は乙に対し、第２５条の規定に基づき当該損害の賠償を請求することができるものとします。

（本件サービスの廃止）

第２２条　乙が甲に対し、本件サービスの全部又は一部を廃止する日（以下「サービス廃止日」という。）の１年前までに本件サービスの全部又は一部を廃止する旨文書により通知した場合、乙は、第２７条所定の最低利用期間内といえども、当該サービス廃止日をもって本件サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。

2．前項に基づき、乙が本件サービスの全部又は一部を廃止した時点において、既に乙に対し支払われている本件サービス料がある場合には、乙は甲に対し、当該廃止する本件サービスについて提供しない日数に対応するサービス料金を日割計算にて甲に返還するものとします。

（サーバデータの保存、管理及び削除）

第２３条　乙は、本件サービスの提供期間中、サーバデータを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

2．甲は、サーバデータが、サーバへのアップロードから１ヵ月間経過後に自動的に削除されることを承知するものとします。なお、乙は、個別のサーバデータの返却及び削除に関して、甲からの協議等には応じないものとします。

3．本契約終了後、乙は、本件サービスに係るすべてのサーバデータを削除することができるものとします。

4．本契約の有効期間中及び本契約終了後において引き続き保存する必要があると甲が判断したサーバデータに関しては、甲は自らの責任で保存のために必要な一切の措置を講ずるものとし、乙は一切の責任を負わないものとします。なお、甲がこのサーバデータの保存に関する業務を乙に委託する場合には、甲乙別途契約を締結するものとします。

5．乙は、本契約の有効期間中であっても、甲に対し、事前に文書による通知をした上で、サーバデータを削除することができるものとします。ただし、本条第３項に基づきサーバデータを削除する場合には、事前に文書による通知を要さないものとします。

（乙の責任範囲）

第２４条　乙が本件サービスの用に供するハード、ソフトに関し、乙は、次の各号に定めるハード、ソフトが、本件サービスの提供期間中、正常に稼働する責任のみを負担し、これ以外の責任は一切負担しないものとします。

（１）サーバ

（２）サーバソフト（但し、AI inside社製ソフトウェアを除く）

（３）サーバネットワーク

（４）第１８条第１項所定の防御措置を講ずるために用いたハード及びソフト

２．乙は、サービス商品が、当該サービス商品の提供期間中、当該サービス商品の本件サービス仕様書に記載されている機能を有することのみを保証し、これ以外の責任を負わないものとします。

３．乙は、甲がサーバに記録したサーバデータの一部に個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条第１項に定める個人情報をいうものとします。）が含まれるか否かを含め、その内容に関して何ら関知せず、法律・法令等に基づく一切の責任を負わないものとします。

４．サーバデータの全部又は一部が消失した場合において、その原因が次の各号のいずれかに該当するときは、乙はその一切の責任を負わないものとします。

（１）第三者が提供したサービスに起因して発生したとき

（２）第三者の故意又は過失により発生したとき

（３）電気通信事業者が電気通信役務の提供を中止したことにより発生したとき

（４）クライアント又はクライアントソフトに起因して発生したとき

（５）サーバで稼働する乙の製造に係らないソフトに起因して発生したとき

（６）前条に基づきサーバデータを削除したとき

（７）天災地変その他の不可抗力により発生したとき

（８）その他乙の責に帰すべかざる事由により発生したとき

５．第１８条第１項に定める防御措置により防御できない方法を用いて第三者がサーバに接続等を行ったことに起因して甲に損害が発生した場合、乙はその一切の責任を負わないものとします。

６．第１９条及び第２０条に定める事由に起因して本件サービスの全部又は一部が停止した場合における乙の責任は、当該各条項に定める責任に限られるものとし、当該各条項に定める責任以外の一切の責任を負わないものとします。

７．第２２条の定めに基づき乙が本件サービスの全部又は一部を廃止した場合における乙の責任は、同条第２項に定める責任に限られるものとし、同条同項に定める責任以外の一切の責任を負わないものとします。

８．乙は、前各項のほか、次の事項が満たされることに関し、何らの保証を行わないとともに、これらの事項が満たされなかったことにより甲に生じた損害に関し、賠償の責任を負わないものとします。

（１）本件サービスが甲の特定の目的・用途に適合すること

（２）アクセス回線を利用した通信が正常に行われること

（３）アクセス回線を通じて送受信されたデータが完全であること、正確であること、又は有効であること

（４）クライアント又はクライアントソフトが正常に稼働すること

（５）サーバがクライアントからの問い合わせ又は処理要求に対して、一定時間内に応答すること

（損害賠償）

第２５条　本契約に関する乙の責に帰すべき事由により甲が損害を被った場合、甲は、乙に対し、当該損害の賠償を請求することができるものとします。

２．前項の乙の損害賠償額の累計総額の上限は、債務不履行、契約不適合、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、次の各号に定めるとおりとします。

（１）当該損害の生じた原因が初期設定サービスにある場合、当該損害の直接の原因となったサービス商品の初期設定サービス料金相当額。

（２）当該損害の生じた原因が本件サービスにある場合、当該損害の直接の原因となったサービス商品の当該損害の生じた時点における本件サービス料金の１ヵ月分相当額。なお、当該サービス商品が内訳書において従量制として特定されるものである場合、損害が生じた月の開始日から損害が生じた日までに、甲が利用したサービスの量に、当該サービス商品所定の単価を乗じた金額を１ヵ月分相当額とみなすものとします。

３．前２項の定めにかかわらず、通信回線の障害、甲における端末誤操作等その他乙の責めに帰することができない事由から生じた損害、乙が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、乙は、請求原因の如何にかかわらず、賠償責任を負わないものとします。

第５章　契約期間及び契約の終了

（契約期間）

第２６条　本契約の有効期間は、要綱記載の本契約締結日から本件サービスの提供が終了する日までとします。

（最低利用期間）

第２７条 本件サービスの提供期間は、サービス商品毎に、当該サービス商品の利用開始日から本件内訳書記載の最低利用期間の満了日までの期間（以下「最低利用期間」という。）とします。

２．本件内訳書において最低利用期間の定めのないサービス商品においては、当該サービス商品の利用開始日から１年間を最低利用期間とするものとします。

（令和３年度については、令和３年８月１日から令和４年３月３１日の８か月間とします。）

（最低利用期間中の解約）

第２８条 甲が最低利用期間中にあるサービス商品の全部又は一部の解約を希望する場合、乙と協議を行うものとします。

２．前項の協議の結果、当該サービス商品を解約することとなった場合は、甲は乙に対し、解約予定日の１ヵ月前までに、当該サービス商品に係る最低利用期間の残存期間分の料金を一括して乙に支払わなければならないものとします。

（過怠約款）

第２９条　甲が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、乙は甲に対し、事前の催告を行うことなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除し、本件サービスを停止することができるものとします。

（１）相手方又は第三者に振り出した手形又は小切手が不渡りとなったとき。

（２）第三者から差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始等の申立てを受けたとき。

（３）自ら破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始等の申立てをしたとき又は清算に入ったとき。

（４）支払を停止したとき。

（５）監督官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき。

（６）乙若しくは第三者に債務の履行猶予の申出を行い、又は債権者集会の招集準備、主要資産の処分の準備その他債務履行が困難と認められる事由が生じたとき。

（７）本契約の申し込みにおいて虚偽の事項を通知したことが判明したとき。

（８）本契約に違反し、乙が相当な期間を定めて催告をしたにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されないとき。

２．甲が前項各号のいずれかに該当する場合、甲は乙に対する全債務（手形債務を含む。）について期限の利益を当然に喪失し、直ちにその債務を履行しなければならないものとします。また、乙が甲に対し、債権を有し一方で債務を負担している場合には、乙は、当該債権と債務を対当額をもって相殺することができるものとします。

（反社会的勢力の排除）

第３０条　甲及び乙は、現時点及び将来にわたって、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、又は確約します。

（１）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）であること又は反社会的勢力であったこと。

（２）反社会的勢力が経営を支配していること。

（３）代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること。

（４）自己又は第三者の不正の利益を図る目的をもってする等反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

（５）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を図る等反社会的勢力に利益を供与していると認められる関係を有すること。

（６）反社会的勢力と密接に交際をする等社会的に非難されるべき関係を有すること。

（７）暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと。

（８）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うこと。

（９）風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為を行うこと。

２．甲及び乙は、自己が本契約の履行のために用いる者（個人か法人かを問わず、数次の取引先等第三者を介して用いる者を含み、以下総称して「履行補助者」といいます。）が前項各号のいずれかに該当した場合、当該履行補助者との契約の解除その他の必要な措置を講じることを確約します。

３．甲又は乙が前２項の表明又は確約のいずれかに反した場合、相手方は通知その他の手続を要しないで、本契約を解除することができます。

４．前項の定めに基づき本契約が解除された場合、乙は、甲に対し、既に着手した本件サービスに係るサービス料金並びに消費税及び地方消費税の支払いを請求することができるものとします。

（契約終了時の措置）

第３１条　甲及び乙は、本契約の終了後遅滞なく、秘密情報を提供当事者に返還するか又は自らの責任で破棄するものとします。

２．本契約が終了した時点で未払いの本件サービス料金等その他の料金がある場合、甲は、直ちに当該料金等を支払うものとします。

第６章　一般条項

（権利義務譲渡等の禁止）

第３２条　甲は、本契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、担保に供しもしくはその他の処分をし、又は債務の全部もしくは一部を第三者に履行させてはならないものとします。

（第三者への委託）

第３３条　乙は、本契約の履行に必要な業務を第三者に委託することができるものとします。ただし、乙は、これにより、本契約上の甲に対する義務を免れることはできないものとします。

（第三者との紛争処理）

第３４条　甲が第三者から、乙の製造に係るサーバソフトが当該第三者の著作権、ノウハウ等の知的財産権（ただし、特許権を除く。以下同じ。）を侵害している旨の請求を受けた場合、乙は当該請求から甲を防御するも

のとします。ただし、甲が当該請求の受領後遅滞なく乙に書面で通知したこと、及び当該請求の防御に関して乙に一切の決定権を与えたことを条件とします。

2．前項の請求の結果、乙の製造に係るサーバソフトが第三者の知的財産権を侵害していると判断され、又は乙が侵害していると認めた場合には、甲が本件サービスを継続して利用できるようにするために、乙は必要な措置を講ずるものとします。

3．前各項の場合を除き、本件サービスの利用に関して、甲と第三者との間において紛争が生じた場合は、甲の責任と負担において解決するものとし、乙は一切責任を負わないものとします。

（輸出等の措置）

第３５条　甲は、日本国内において、本件サービスを利用するものとします。

2．前項にかかわらず、甲は、本件サービスの全部若しくは一部を単独で又は他の製品と組み合わせ若しくは他の製品の一部として、直接又は間接に、次の各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。

（1）輸出するとき

（2）海外に持ち出すとき

（3）非居住者に提供し、又は使用させるとき

3．甲は、乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制並びに米国輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認の上、必要な手続きをとるものとします。また、前項の各号に定めるほか、「外国為替及び外国貿易法」又は外国の輸出関連法規に定めがある取扱いをする場合も同様とします。

4．甲が、乙の承諾を受けて、第三者に、本件サービスを利用させる場合、甲は、当該第三者に対し、前２項の定めを遵守させるものとします。

（本契約の変更）

第３６条　本契約又は本件サービス仕様書は、甲乙記名捺印した書面によってのみ、変更することができるものとします。

（存続条項）

第３７条　本契約の終了後も、第１０条第２項、第１１条第３項、第１２条、第２３条第２項から第４項まで、第２４条、第２５条、第３０条、第３１条、第３４条、第３５条及び第３９条並びに別紙２「初期設定サービス条項」第２条第２項の定めは、有効に存続するものとします。

（法令等の遵守）

第３８条　甲及び乙は、本契約の履行に関し、法令等の定めを遵守するものとします。

（管轄裁判所）

第３９条　本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

（協　　議）

第４０条　本契約の履行について疑義を生じた場合及び本契約に定めのない事項については、甲乙双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

【別紙１】

本件サービス内訳書

１．初期設定サービス

この表に記載されているサービス商品には、第５条の定めに従い、契約条項及び初期設定サービス条項が適用されます。

サービス商品名 （形名）	サービス料金 ※注１	数量	単位	業務完了日 （納期）	支払期日 （特定させる場合）
初期設定サービス	無償	1	式	令和３年５月３１日	
サービス料金計					

注１：サービス料金には、消費税及び地方消費税額は含まれておりません。
注２：前提条件その他特記事項については、添付サービス仕様書によります。

２．本件サービス

この表に記載されているサービス商品は、契約条項が適用されます。

サービス商品名	サービス料金 ※注１ 固定制（月額）	数量		開 始 日	最低利用 期間満了日 ※注２	支払期日 （特定させる場合）
			単位			
AI-OCRLGWAN ASPサービス		1	式	令和3年 8月1日	令和4年 3月31日	当月サービス料翌月末日現金支払い
サービス料金合計 （従量制のものを除く）						

注１：サービス料金には、消費税及び地方消費税額は含まれておりません。
注２：第２７条ただし書の定めに従い、各サービス商品の提供期間は更新されます。
注３：前提条件その他特記事項については、添付サービス仕様書によります。

【別紙２】

初期設定サービス条項

（初期設定サービスの範囲）

第１条　乙は初期設定サービスを、初期設定サービスに係る本件サービス仕様書の定めに従い、甲に提供します。

（初期設定サービスの責任の範囲）

第２条　初期設定サービスの遂行に係る乙の責任は、善良なる管理者の注意をもって初期設定サービスを遂行することに限られるものとします。

２．甲は、初期設定サービスの遂行により得られる成果に対して初期設定サービス料金を支払うものではなく、初期設定サービスの対象となるシステム、甲の業務などの完成、稼動などの成果について、乙は責任を負わないものとします。

（初期設定サービスの期間）

第３条　初期設定サービスは、本件内訳書記載の初期設定サービスの開始日（以下「初期設定サービス開始日」という。）から開始され、本条項第５条に定める確認の完了（以下「初期設定サービス完了日」という。）又は本条項第６条に定める支払の完了のいずれか遅い日をもって終了するものとします。

（適用確認及びその他のテスト）

第４条　甲は、初期設定サービスによって設定された本件内訳書所定のサービス商品が、正常に稼動することを検証するため適用確認及びその他必要なテストを実施し、乙はこれに協力するものとします。

（初期設定サービスの完了確認）

第５条　乙は、初期設定サービスの各サービス商品に定める業務の完了後、サービス商品毎に速やかに、乙所定の「業務完了報告書」を作成し、初期設定サービスの完了を証するものとして甲に提出するものとします。

２．甲は、前項の「業務完了報告書」の受領後１０日以内に、乙所定の「業務完了確認書」に記名押印の上、初期設定サービスの完了確認を証するものとして乙に交付するものとします。なお、当該「業務完了確認書」の受領時、又は当該「業務完了報告書」の受領後１０日以内に甲から文書による異議の申出がない場合は当該期間の満了時に、甲による確認は完了したものとします。

（初期設定サービス料金）

第６条　初期設定サービスの料金（以下「初期設定サービス料金」という。）は、甲が利用するサービス商品に応じ、本件内訳書に基づき算定するものとします。

２．甲は、初期設定サービス料金並びに消費税及び地方消費税（以下「初期設定サービス料金等」という。）の支払については、要綱記載の支払条件に従い、乙に支払うものとします。

以　上

【別紙3】

サービス料金体系（埼玉県内市町村様向け）

ランク	初期費用	年間利用規模（パーツ）	特別価格	パーツ単価	超過単価	空欄、チェックボックス等への調整単価
			月額利用料（円/月）	（円/パーツ）	（円/パーツ）	（円/パーツ）
1	0	250,000	48,750	2.34	1.6	0.234
2	0	400,000	60,000	1.8	1.6	0.18
3	0	600,000	76,500	1.53	1.25	0.153
4	0	780,000	80,600	1.24	1.24	0.124
5	0	1,200,000	90,000	0.9	0.8	0.09

※空欄、チェックボックス等は0.1パーツ換算
※上記金額に消費税は含んでおりません。

【別紙4】

オプションサービス一覧

#	サービス	概要	参考価格
1	帳票定義作成代行サービス	サンプル帳票より帳票定義を代行作成するサービスを提供します。	1帳票定義作成：50,000円（読取項目数10項目以内）
2	訪問サポートサービス	現地訪問し、使用方法説明・帳票作成サポート等のサービスを提供します。	別途お見積り
3	帳票様式最適化サービス	既存帳票または新規帳票をAI-OCRで、より高い読み取り率となるように、帳票様式の最適化を行うサービスを提供します。	1帳票：50,000円（読取項目数10項目以内）
4	ファイル保管サービス	帳票画像データや処理結果ファイル等をセンター内で保管するサービス。	別途お見積
5	自治体バックオフィスサービス	AI-OCRを導入しても、職員様の作業がゼロにはならず、場合によっては従来よりも作業時間が増加する等、想定どおりの効果が見込めないことがあります。 自治体バックオフィスでは、AI-OCRやRPA等の最新技術を使用してデータ入力やパンチデータ作成等の一連の作業を、短期間・高品質で代行します。 職員様は、帳票をスキャンしてフォルダに格納するのみで、他の作業や住民サービスに集中できます。	別途お見積り

埼玉県市町村ＡＩ-ＯＣＲ ＬＧＷＡＮ-ＡＳＰサービス仕様書

1. 業務名

ＡＩ-ＯＣＲ ＬＧＷＡＮ-ＡＳＰサービス

2. 目的

ＡＩ－ＯＣＲは、ＡＩ技術を取り入れて、帳票などの紙媒体をテキストデータに変換する機能を提供するものであり、本サービス仕様書に基づくＡＩ－ＯＣＲ共同利用サービス（以下「サービス」という。）を活用することで、行政事務の効率化を図るとともに、住民サービスの向上にもつながるものである。

サービスを埼玉県内の複数自治体で共同利用することにより、サービス利用料を安価に抑えるとともに、行政事務の高度化を図るものである。

3. 参加団体

サービスを利用する県内市町村を「参加団体」という。

なお、令和３年４月１日時点で８団体となる。

4. 調整等の窓口

サービスの導入及び利用に当たっては、埼玉県スマート自治体推進会議ＡＩ等新技術検討専門部会（以下「専門部会」という。）において参加団体共同でサービス選定及び受託者との調整等を行うものとする。その際の窓口は、専門部会の事務局（埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課）が行う。

5. サービス利用期間（契約期間）

令和３年８月１日から令和４年３月３１日まで

6. サービス提供時間

２４時間３６５日

※ただし、定期メンテナンス等でサービスを停止する必要がある場合は、原則として２週間前までに、参加団体に対し通知を行うこと。

7. サービス提供形態

LGWAN-ASP としてサービスを提供すること。

なお、LGWAN への接続に必要な通信回線は各団体が準備する。

8. サービス仕様（基本サービス）

受託者は、次の仕様を満たすサービスを提供すること。

(1) 参加団体ごとに、サービスを利用する際の管理者権限を発行することができること。また、当該管理者権限で、利用ユーザーID の発行及び所属グループの作成ができること。

(2) 各利用ユーザーの権限で、画像データのアップロード、帳票定義の作成・登録、データの読み取り・テキスト変換、読み取り結果の修正等、一連の処理ができること。

(3) 各利用ユーザーが、所属グループ外の利用ユーザーが処理した情報を閲覧できないようアクセス制限をかけること。

(4) 所属グループ内及び所属グループ外の複数の利用ユーザーが同時にログインできること。

(5) 複数の参加団体がそれぞれの利用ユーザーで同時にログインできること。

(6) 各参加団体から、他の参加団体が処理した情報を閲覧できないようにアクセス制限をかけること。

(7) 日本語に対応していること。

(8) 画像データのファイル形式として、PDF、JPEG、PNG、TIFF に対応すること。

(9) 既存の複合機やスキャナー等で画像データ化したデータに対応すること。なお、画像データの解像度は 200dpi 以上、600dpi 程度まで対応していること。

(10) 帳票の読み取り方向や読み取りサイズのずれに対する補正機能を有すること。

(11) 読み取り結果を CSV ファイル形式で出力できること。CSV ファイルの文字コードは、Shift JIS や UTF-8 に対応していること。

(12) 読み取った帳票の種別を認識してソフトウェアが自動で仕分け可能であること。

(13) 帳票読み取り後、読取範囲の画像イメージと認識結果を画面上に表示し、利用ユーザーが簡易に編集できること。

(14) 漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字が読み取りできること。

(15) 活字、手書き文字が読み取りできること。

(16) 丸囲み、チェックボックスが読み取りできること。

(17) 訂正印、二重線、塗りつぶしの読み飛ばしが行えること。

(18) 一次元バーコード及び二次元バーコード（QR コードなど）の読み取りができること。

(19) 学習済みのＡＩエンジンを使用することにより、読み取り精度が向上する機能を有すること。

(20) アップロードした画像データや読み取り結果の CSV ファイルを、一定期間経過後に自動消去する機能を有すること。

(21) 参加団体ごとに、利用項目数（パーツ数）の状況を確認することができること。

(22) 帳票定義のサンプルデータを提供すること。

(23) 特定個人情報の取扱いができること。

9. サービス料金体系

受託者は、以下のサービス料金体系を設定すること。

(1) 年間利用データ項目数（パーツ数）に応じた料金体系を設定し、参加団体ごとに選択ができること。なお、詳細は別紙３を参照。

(2) 各参加団体が利用可能なデータ項目数（パーツ数）を超えた場合、超過分として、追加料金が発生するものとする。その際、データ項目数のカウントは、月単位ではなく、年間単位とすること。なお、追加料金を免除できる場合は、この限りではない。

10. オプションサービス

オプションサービスについては、別紙４を参照。

11. サービス利用環境

サービス利用環境として、次の要件を満たすこと。

(1) LGWAN セグメントに接続された端末から利用できること。

(2) OS は、Windows10 に対応すること。

(3) Web ブラウザでサービスを利用できること。Web ブラウザは、Microsoft Internet Explorer、Microsoft Edge、Google Chrome の各最新バージョンに対応すること。
（情報共有支援ポータルは、Microsoft Internet Explorer のみサポート）

12. サービスレベル

受託者は、以下に示すサービスレベルを確保すること。

(1) サービス稼働率を最大限に高め、サービス利用に支障が出ないように努めること。ただし、必要なメンテナンスやサービス提供事業者の責めに帰すべき事由以外で稼働が停止した場合はこの限りではない。

(2) 障害発生時は、速やかに復旧させること。また、参加団体にその状況や復旧の見込み等について、随時、通知すること。

(3) バックアップを取得し、障害発生時には確実かつ速やかにデータを復旧させること。

13. 利用者向け操作説明会

参加団体向けに以下に示す操作説明会を実施すること。

(1) 本サービスの概要、操作方法、運用方法、帳票定義の作成方法等について全ての参加団体を対象とした全団体合同で行う説明会を開催すること。

(2) 開催に当たっては、原則として、Web 会議ツールを用いてリモート形式で実施する

こと。なお、使用する Web 会議ツールは事務局と調整すること。

(3) 事務局と調整し、操作説明会の実施時期を決定するとともに、２回以上開催すること。

(4) 操作説明会に参加できない団体や団体内の職員研修向けに、動画配信又は動画ファイルを団体に提供すること。

(5) 操作説明会で使用する資料を電子データで提供すること。

14. 問合せ対応

受託者は、参加団体からの問合せに対し以下のとおり対応すること。

(1) サービスの操作や運用等に係るマニュアル一式を参加団体に提供すること。

(2) 参加団体からの操作方法や帳票定義等に関する問合せに対し、対応する窓口を設けること。

(3) メールや Web フォームなど電子的な手段による対応のほか、問合せレベルに応じ電話での対応も可能とすること。（電話対応は、障害発生等の緊急時のみ）

(4) 電話での受付は、土日祝及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く平日９時から１７時までを基本とし、メールでの受付は、２４時間３６５日とすること。

(5) 予期せぬトラブル等が発生した場合は、迅速に原因分析、解決先の提示等を行うこと。

(6) サービス停止を伴う定期メンテナンスを行う際は、２週間前までに全ての参加団体に通知すること。

15. 契約及びサービス利用料の請求等

契約及びサービス利用料の支払い等については、以下のとおりとする。

(1) 本仕様書及び受託者の提案内容に基づき、受託者は参加団体と最終的なサービス仕様及び契約内容を調整の上、各参加団体と個別に契約を行うものとする。

(2) 上記 15.（1）で調整するサービス仕様及び契約内容は、契約期間を除き、原則として、全参加団体共通とする。

(3) 各参加団体で上記 15.（2）以外の個別の契約が必要となる場合は、受託者と該当する参加団体と調整の上、上記 15.（1）のサービス仕様及び契約内容に変更が生じない範囲で対応することも可とする。

(4) 受託者は、契約内容に基づき、各参加団体に個別に、サービス利用料の請求を行うものとする。

16. 次年度以降の契約

本契約の契約期間は、契約年度内とするが、次年度以降も継続してサービスを利用する可能性があるため、以下のとおり対応すること。

(1) 参加団体の求めに応じ、次年度のサービス仕様及びサービス料金体系を提示するとともに、その内容について事務局及び参加団体と協議すること。なお、次年度の参加団体については、契約年度内に別途募集を行い、確定させるものとする。

(2) サービス料金体系については、受託者以外の事業者が提供するサービスの料金を鑑み、複数団体による共同利用のコストメリットを生かした競争性の高い内容であること。

(3) 受託者から提示された上記 17.（1）（2）の内容に基づき、事務局と調整し、継続契約を希望する団体との次年度の契約に向けた準備を行うこと。

17. 情報セキュリティの確保

受託者は、情報セキュリティに留意し、以下の事項を遵守すること。

(1) サービスを提供するに当たり知り得た情報について、第三者に開示、漏洩等が行われないようにすること。

(2) サービスを提供するに当たり知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱うようにすること。

(3) サービスを提供するに当たり知り得た個人情報について、情報漏洩や滅失、き損の防止等、個人情報の適切な管理に必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。また、サイバー攻撃等、外部からの不正なアクセスに対する対策を十分に行うこと。

(4) サービスの従事者に対し、秘密保持の義務を順守させるため、必要な措置を講じなければならない。記録媒体の管理等にも最新の注意を払い、サービス従事者等が不正に記録媒体を持ち出すことができないよう、徹底した管理を行うこと。

18. その他

(1) サービスを提供する際に必要と認められるものであって、本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めがない事項については、受託者は事務局と協議し、指示を受けること。

(2) 上記（1）に要する費用は、すべて受託者の負担とする。